

## 第 5 回阿蘇市議会会議録

- 1.平成 29 年 12 月 1 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2.平成 29 年 12 月 14 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3.平成 29 年 12 月 14 日 午後 3 時 15 分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	9 番	河崎徳雄
10 番	大倉幸也	11 番	湯浅正司
12 番	田中弘子	13 番	五嶋義行
14 番	高宮正行	15 番	古澤國義
16 番	阿南誠藏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	井手明廣
20 番	藏原博敏		

### 欠席議員

8 番 森元秀一

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	まちづくり課長	荒木仁

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

#### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。8番議員、森元秀一君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けておりますことを報告いたします。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申し上げますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、また執行部におかれましても的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化にご協力をいただきますようお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。

13番議員、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 皆さん、おはようございます。今年の最後の議会のトップバッターということで張り切って準備をしておりましたところ、昨夜の伊方原発の運転差し止めのニュースを聞いて、阿蘇山があれだけ爆発したなら、我々火山の中に住んどる人間はどぎゃんとなるとやろうかという思いがして、ちょっと一般質問する気力がちょっとうせたような状況ですが、ちょっと気を取り直して一般質問をいたします。

最初に、通告書に従って、1番の通告は県道河陰阿蘇線の跡ヶ瀬から狩尾までの間のコーナーカットや枝打ち、実施についてということで、ミルクロードの通行が増え、大変ヒアリハットが増えているという通告をしております。これは、国道57号の代替道路としてミルクロードが使われるようになって、二重の峠を下った車の3台に1台ぐらいが左折して、尾ヶ石方面に入ってきます。その結果、車帰の坂の下地区ですね、的石、跡ヶ瀬、狩尾といった狭い道路に大量の車が入ってきます。その意味で、いろんな不都合も起こっており、道路は

元のままの道路のままです。その対策を、県道ですから市は県のほうにお願いする。県に行けば、予算がないから簡単にはできませんというような、これは市政報告会のときの住民の方の質問にもありましたが、そういう答弁でありました。それを受けて、市はどのような考えでおられるか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。

ご質問の県道でございます。県に確認しております。県によりますと、震災後、交通量が非常に多くなり、重要な路線と認識している。道路上空の枝等については、建築限界 4.5m を目途に処理を行っているところでございます。また、カーブ箇所視距改善についても阿蘇市と協議の上で対応を検討していきたいとのことでもあります。市といたしましては、視距改善の要望を震災前から行ってきた経緯はございますが、優先順位等を検討していただくとともに、ハード面と併せて注意喚起の看板等もまずもって設置していただきたいとお伝えしております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ぜひともそのような方向で、もともと菊池赤水線というのは県道です。ミルクロードも県道です。しかし、国道の代替道路ということで、国道並みの管理を今しておりますので、赤水のほうは相当管理ができています。ただ、尾ヶ石に入ったときに、車帰からの石まではあれは市道ですね。路面の状態を見るとかなり路面も荒れておるし、その後、この通告してありますように、跡ヶ瀬から狩尾は本当に枝がうっそうと茂って、コーナーもきついし、なかなかみんなが心配して、事故も再々起こっているような状況ですので、ぜひ優先順位を最優先にしてお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 私もよく利用する道路でございます。スピード等も注意しながら交通安全に心掛けているところでございます。優先順位を上げていただくように県に要望していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ぜひとも国道並みの管理をお願いいたします。

それでは、2番目の狩尾地区の砂防ダムの設計についてということで、このことも市政報告会のときに住民の方から砂防ダムの設計についてありました。ほとんどが県に対する質問であったので、県のほうからの答弁を聞きたかったんですけど、その人は市政報告会だから県の人は来てないだろうと思って答弁は要りませんということを言いました。それを聞いて、市の土木関係の人たちは、その後どのような態度を取られたか。そして、またこの砂防ダムについてどういうふうにご考えておられるか、そのことを聞きたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 当事業も県事業でございます。県にその後確認いたしております。県によりますと、今回の災害関連緊急砂防事業は、熊本地震で発生しました山腹等の崩壊土砂を下流部に設置する砂防ダムで、緊急的に補足するものであります。想定外の自然災

害が頻発する中、ハード整備だけでは限界があり、今回の砂防ダムだけでは安全と言えないと認識しているということでございました。阿蘇市におきましては、これまで防災予防対策としましての砂防ダムの設置を要望してまいりました。今後も多くの砂防堰堤が設置されるよう、安全度が増すよう、引き続き関係機関へ要望を行ってまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 今回の地震で崩れた部分の砂防ダムも含めてですが、その前に上の小屋側の砂防ダムが設置してありました。今年の雨で県道まで土砂が流れ出た、そのことをおっしゃっと思うんですね。その砂防ダムがあるのに、今年の雨ぐらいでどうして土砂が出るんですかと。それは設計がまずいんじゃないかという質問ではなかったかと思っておりますが、そのことについては、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 市としましては、基本的に砂防ダムを手がけたことはございません。専門家ではございませんが、砂防ダムの位置づけとしまして、災害が起きて山腹が崩壊した場合の流出土砂を、その都度、その施設で止めていくという状況で、恒久的な対策ではないと感じております。その都度整備していき、数多くダムを設置することによって、溪流が緩やかになって土砂のスピードが遅れ危険度が減ると感じております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 砂防ダムの目的としては、大きな土砂崩れを防ぐという意味のことだと思います。砂防ダムに砂利がいっぱいたまっておる状態ですので、予算の許す限り、その砂利の撤去をお願いしたいと思います。

3番目の質問に入ります。国土交通省は、意識を変革し、社会全体で洪水に備えるとした水防災意識社会の再構築を目指しているが、市はどのように考えておるか。また、水防災意識社会とは、わかりやすく説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

国のほうで今回、水防災意識社会ということでされておまして、先ほど建設課長も申し上げましたけれども、既存の施設等々ではどうしても防ぎきれないと、ハード面で防ぎきれないものがあるということを確認いただきたいということで、いわゆる昨年度から始めております自主避難、それからそれぞれの住民さんのほうが災害は防ぎきれないことがある、まずは逃げること、命が大事ということで行動を心掛けるように、そういったことを全体的に取り組んでいくということで今回進められておると伺っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そのことで、大体のそこら辺はわかるんですが、その中に、阿蘇市が入ってないんですね。白川の水防災意識協議会の中に阿蘇市が入ってなくて、熊本市だけで白川のことを考えとると。このことは、以前からも言っているように、熊本を守るために阿蘇を犠牲にしとるという意識が非常にあるもんですから、そこに阿蘇も水害が起こるから、

ぜひその協議会の中に阿蘇市も入れるような、そういうお願いをしたいと思っておりますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） この国のほうの洪水の関係で、洪水予報指定河川という形で、今回白川の協議会がつくられておりますけれども、これにつきましては、水防法の関係で国の直轄河川ということについて、この協議会ができておるといってございまして、この直轄河川の管理機関と申しますのが、熊本市であれば小蹟橋から下流の部分になるということで、この区域について、その白川の部分に関する部分で協議会ができておるといって、また緑川という形につきまして、そういった形の対応ということで、熊本県内では熊本市、嘉島町、それから美里町、甲佐町、御船町、宇土市ということで、その沿川のみで構成されておるといってございまして。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そのことも非常に不満があるんです。国の直轄の割合でいきますと、白川は長さの29%、緑川は88%が国直轄で、菊池川も68%が国直轄でやっております。ですから、もっと国直轄の部分を広げていただくと、その白川の上流にも水害で被害を被るところはいっぱいあると思うんです。その中で、阿蘇の黒川は非常に被害が出るところですから、ぜひそこら辺も意識を高める上で、ぜひ手を挙げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 国のほうの直轄河川の関係につきましては、こういった緑川、白川の水防災意識社会の再構築協議会というものが定められております。これは、その直轄区域に限らず、国においてはそういった協議会等々を全体的につくって対応していきたいという形でございまして、黒川の部分につきましても、熊本県のほうでそういった直轄河川以外の河川についても同様な協議会をつくって検討していきたいということで、熊本県の地域振興局がございまして、その管轄、管轄で水防災の意識を図るための協議会ということで結成を今進められております。これが平成27年に国のほうがこういった構想を出されまして、昨年熊本地震の関係でこの対応ができていなかったということで、今年の6月にそういった協議会の発足に向けて会合が持たれておまして、今年度末までにはそういった協議会をつくって対応していきたいということで県のほうでも進められております。今現在、そういった状況でございまして。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そこら辺のところをよろしくお願ひしますが、もともと加藤清正の400年前の川づくりの発端が白川の源流は阿蘇でありまして、総面積の80%が阿蘇のカルデラ内からの水が占めている。ですから、白川を納めることが肥後を納めることだということで、阿蘇の水をいかにコントロールするかというのを加藤清正、なかなか偉い殿様でやっているんです。南郷谷の白川と阿蘇谷の黒川から同時にひょうたんを流して、どっちが先に流れ着くか。戸下のところに黒川のほうが遅く流れ着いたから、黒川の水はできるだけ遅く、

だから遊水池をいっぱいつくったり、曲がり角をいっぱいつくったりして、そういう 400 年前のことがずっと続いて、やはり大都市の熊本を守るために阿蘇に犠牲を強いとるんじゃないかという、ちょっと私の曲がった根性ですから、そういう思いがします。ですから、そこら辺もちゃんと理解した上で、いろんなことをやっぱり手を挙げて意見を言ってほしいと思います。そのことはどうですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おっしゃいましたように、河川というものは 1 本で海まで続いているということでございます。地域、地域にとらわれずに、全体として取り組んでいただけるよう県と進めていくということでお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） そういう根本的な考え方が、恐らく県のほうにもあると思うんですよ。それは、阿蘇の水をそのまま標高 450m から 500m のところからどんどん流せば、そら熊本がたまったもんじゃないと。そういうのも理解した上で、いろんな要求をお願いいたします。

次の質問に入ります。次は、草原特区の進捗状況ということで、もう何回も草原特区については質問しております。6 月議会にも質問しておりまして、一応平成 25 年度から 29 年度までで第 1 期が終わると。その継続もあるというところで前回聞いております。これは、草原特区指定を受けているうちに、何とか山の上のほうの保安林を伐採して草原に戻して野焼きがしやすいように、経済部長がシンプルな野焼きという答弁もありました。ですから、その後の草原特区の状況はどうなっているか、お伺いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。ただ今の質問にお答えいたします。

6 月の議会でもご質問があつておりまして、今年が第 1 回目の草原特区の最終年度ということで、前回のご質問の中でも保安林という形のご質問が入っておりました。現在、状況はといいますと、まずこの草原特区をどういった形で申請を行うかという部分になりますと、まずは事業を推進していく上で、あくまでも必要な関連法令の中で規制緩和を求める場合について、まず内閣府に提出をいたします。内閣府からその後関係省庁との橋渡しをいただきまして、関係省庁との協議を行います。関係省庁と協議がまとまった案件を草原特区として申請をするという事業でございます。関係省庁との協議がまとまらないことには、この草原特区の中に入れられないという形になります。保安林の解除につきましては、第 1 回目のこの関係省庁、林野庁になりますけれども、そちらとの協議の中で、まず一つは保安林の指定についてはもう県知事案件になっているということで、まずは関係省庁と併せて協議をする中で、県との協議も進めていかなければならないという指示が出ておりますので、熊本県との協議を始めております。ただ、熊本地震の影響もありまして、現段階としては、ちょっと今県の協議が中断しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 地震もありました。水害もあった、地震もあったということで、なかなかそのことだけには専念できないと思いますが、野焼きができるか、できないか、非常に大事な今状況になっております。今年、狩尾地区が野焼きをしませんでした。野焼きをしなかったから、輪地焼きのときの火が延焼して山が燃えたと。原野が燃えただけですから支障はなかったけど、それが里まで燃え下る可能性だってなきにしもあらず。そういうことから、とにかく今、野焼きをする人たちの年齢も高齢化になって、非常に待ったなしの状況になっておりますので、いろんな意味で忙しいとは思いますが、ぜひ刻々と、特区の中に野焼きに支障がある保安林は伐採してもいいということもうたわれておるようですので、ぜひその方向で進んでもらいたい。まず、私の地元の狩尾地区は、もう既に 20 年前に、その保安林の分収林はもう地区は要らないと。一回あきらめとるんですよ。ですから、そういうこともあって、その後、市が単独で輪地切りをして輪地切りがしてあれば、どうしても野焼きをするときに、それを無にするわけにはいかんもんですから、やっぱり元通りの野焼きをせにゃいかん。地元はもう既に上の保安林は要らんと、分収林のその権利は放棄するというところでやっとなのに、やっぱり動きがないと。何ででしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 保安林につきましては、やはりもともとの目的が保安林指定のときにあるということで、県のほうから回答もいただいております。保安林の目的の一つとしては、水源涵養の保安林という形で、阿蘇市内でその面積が大体約 660ha ほどございます。土砂流出防備の保安林という形で、これが阿蘇市内に約 130ha ほどございます。なかなか保安林という形で指定をした場合に、保安林の全伐という形になりますと、水源涵養であったり、土砂流出防止という、もともとの目的が損なわれるという形でもございますので、やはり一番シンプルな野焼き、輪地切り、輪地焼き作業の負担が少しでも軽減されるようにということで、やり方としましては保安林で今大体ヒノキかスギという形での植栽がしてあるかと思いますが、その中で、火に強いクヌギ等への樹木への転換をしていったり、また間伐率がかなり上げられます。強間伐という手法もございます。そういった形で、いろいろ農政課のほうに林務係もおりますので、農政課と私たちの課で十分協議をしながら、県の林務のほうとの協議の中で、できるだけ保安林の、全伐というのは非常に厳しいところが出てくるかもしれませんが、できるだけ輪地切り、輪地焼き等の作業の負担軽減に向けて、今後、いろいろな知恵を出し合いながら県と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 当然そういうお答えが返ってくると思って、私もちょっと勉強をしてきました。ここに「草原が危ない」という本があります。これは、2010 年から 2012 年に掛けて熊日新聞の連載であったやつが本にまとめたものであります。この中で見ると、草原は森林にもまさる保水力があると。そして、遮断蒸発というのがあるそうです、森林には、遮断蒸発。草原は保水力が高いし、森林が葉っぱに付いた水が蒸発する率が 20 から 25%、草原の場合は 5 から 10% だそうです。ですから、手入れができてない森林が葉っぱについて水が蒸発するから、地下に行く水が 10% 以上草原のほうが高いということがこの本に書いて

ありますので、そういうことも、わけのわからんことは恐らく、本にて書いてあるんですから、根拠がちゃんとあると思います。ですから、そのこともちゃんと県に話をして、水源涵養であったり、土砂を防ぐ役目だったら、木が立っとなら、むしろ草原よりもスギの木とかヒノキは根が浅いから土砂崩れが起きる可能性が高いですから、そういうこともぜひ県に説明をしてやってください。どうですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ありがとうございます。今の部分の根拠等も県のほうに、水源涵養であれば草原でもかなりの水源涵養ができるという形で、データをまた持っていきまして県と協議をしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） この阿蘇についての草原というのは、すべての面で人々の生活であったり、観光であったり、いろんな面で草原があってこそ阿蘇だと思うんですよ。ですから、ぜひこの阿蘇市にも、そのまちづくり課で草原を担当する部署がありますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） まちづくり課、私たちのほうで今草原特区という形で担当させていただいております。それと併せて、やはり草原を有効に利活用するという形で、草原の観光利用という意味でも、私たちのまちづくり課の中に担当業務がございますので、それも併せて進めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） よければ、1人ぐらい専属で草原担当がおるぐらいであってほしいと思いますが、課長、その点についていかがでしょう。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 草原特区という形で専属の担当を1人付けてはおります。係長と課長補佐、私も含めて、併せて草原特区については1人の担当だけではなくて、係、課をあげて草原特区に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 前は市長にも答弁していただきました。市長、人を魅了する草原と、阿蘇んもんの誇りを見せる草原だということで、保安林の解除をやり草原を守るという市長からの答弁もあっております。ぜひ、これを読んでおりますと、本当に草原に関していろんな人たちが大事にしておると。その草原をなんとかせにゃいかんということで、本当に頑張っておるなと思います。この中で、旧一の宮の市原啓吉さんが言っておりました。阿蘇んもんが、地元のもんが草原の大切さを一番わかったらんと、そういう思い、私もこの本を読んで、こんなに阿蘇の草原に対して思いを持っている人がおるというのを改めて知らせて、市原さんが言うように、私自身も、草原は本当に牛の餌をきったり、茅葺屋根の茅を切ったりとか、その程度だと思っただけ。そしたら、もっともっと深い意味がありますので、地元がやっぱり一番わかったらんのかもしれんから、まちづくり課も一生懸命草原保全に努力してほしいと思います。



○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 議員がおっしゃいますような阿蘇のポテンシャルというのは非常に高いものがあるかと思っております。私も含めて、地元の方たちのほうが阿蘇の素晴らしさというのを気づいてない点が多くあるかと私も感じておりますので、その部分については地元の方たちとの交流の中でも、阿蘇の素晴らしさ等々については推進をしていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 私も今回一般質問で草原特区のことについて聞くから、何か勉強しようと思ってこの本を見つけたら、昨日、図書館において見つけたんですが、草原が危ない。これは何かヒントがあるかなと読み始めたら、ちょっと徹夜して読んでしまいまして、今日は非常に疲れております。ですから、もっともっと突っ込んだ質問がしたいんですけど、これぜひ熊日新聞は見逃しました。こういうのをやっとなというのが、これは7年前の本ですよ。ですから、この本を読んで非常にまた阿蘇の草原、やっぱり何とかせにやいかん、植物多様性も非常に大事なものがあるということを改めて知らされましたので、ぜひ一読しとってください。この質問は、これで終わります。

続いて、最後のスクールバスの更新計画にということで質問をいたします。このことは、学校統合計画の中で学校が統合され、スクールバスの台数も増えております。新しいもの、古いもの、あると思います。一部の保護者から、えらい古いバスがあるばいと、あのバスはどげんかならんかいというちょっと意見を聞いたもんですから、今回この通告をしてみました。まずは、現状を、どこの学校に何年式のバスが何台あるか、それを教えてください。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、スクールバスの現在の所有台数でございますが、波野小学校が3台でございます。年式は平成18年、20年、それと平成6年というのがございます。それから、一の宮小学校が3台、これは近年でございますが平成27年度に3台導入をしております。それから、阿蘇小学校に2台、平成12年と平成25年であります。それから、阿蘇西小学校が、これは一昨年度でございます。27年度導入です。小学校が全部で現在9台です。それから中学校につきましては、阿蘇中学校に5台ございまして、平成8年、11年、13年、16年と平成25年ということで5台、合計14台現在所有しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） それでいきますと、平成6年と平成8年が20年を超えとるというような状況ですね。安全性には問題はないと思いますが、阿蘇市の宝を運ぶスクールバスですので、もう少し新しいのに切り替えができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ご質問がありましたとおり、スクールバスも非常に老朽化が進んできております。平成30年、来年度から老朽化したスクールバスの更新を行っていきたい

ということで、順に古いものから更新を行っていくということで、来年度に波野小学校の平成6年に導入しておりますマイクロバス1台、それから次に平成31年度に阿蘇中学校の中型バスでございますが、平成8年、平成11年に導入している2台を更新していきたいということで計画をしております。現在、平成26年4月1日からASOワークネットに運行業務を委託しておりますが、毎日点検していただきながら、今後も適正な維持管理を行うとともに、車両の状況を見ながら更新については随時検討を進めていきたいと考えております。今後とも安心・安全なスクールバスの運行ができるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 大体年数と距離数はどれぐらいが限度だと考えておられますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 通常、タクシー等でも20万km、30万km乗っております。基本的には、どれだけ点検して維持管理をしていくかということでございますので、10年、15年と公用車などは使用頻度、走行距離、関係がございますが、毎年点検をしております。スクールバスの場合は決まったコースをきちんと走行しておりますので、今の利用状況では15年から20年以内では更新をしていきたいという考え方でおります。公用車の利用状況に応じてその辺は判断をしていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） その谷内を走る間はいいと思います。たまに阿蘇谷から出るときに二重の峠を越えよって、これは大丈夫かなという話もちよっとあったもんですから、そこら辺を加味しながら更新を、スクールバス自体いくらぐらいするものですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） スクールバス自体は特殊車両になります。マイクロバス、通常よりも約1.5倍ぐらいします。それから中型バスもそうですけれども、乗降中とかいろいろ表示関係を付けますし、ワンマンで動けるようにしていくということで、その辺の安全装置も取り付けてまいります。金額的に、ちょっと資料ございませんのでまた後で報告させていただきます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 普通のものより1.5倍ぐらいと、ある程度するということですが、そげん何億円もはせんと思いますので、ある程度のときには更新をしていただくようお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君の一般質問が終わりました。

続きまして、12番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○12番（田中弘子君） おはようございます。ちょっと咳が出ますので早めに終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

12番、田中です。通告に従いまして質問いたします。

まず、1つ目の市内の児童養護施設、あるいは老人保健施設についてですけれども、まず

施設の数ですが、児童養護施設はないということですので、一応5施設、自分のわかる範囲で提出しましたが、入所時に公的な施設、私的な施設、または金銭的なことがわかればお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） おはようございます。それでは、児童養護施設についてご回答申し上げます。

先ほど言われましたとおり、阿蘇市内には児童養護施設はございません。養護施設のそもそもの施設の中身につきましては、保護者のない児童や保護者に監視させることが適当でない児童、虐待とか、そういった方が安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設ということが目的でございます。阿蘇市においても、そういった対象の児童が発生する場合については、児童相談所と連携を取って、県内に約12施設ございますので、そういったところに、最終的には児童相談所が決定をして入所させるということでやっております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 最近、いろいろとテレビ報道でもありますけれども、児童虐待とか、本当に多い中、それから若いお母さん方の、子どもを産んで育てることができないということで、この養護施設が阿蘇市管内にないということがせめてもの救いかなと思っております。まず、ないことを祈っておりますけれども、今後いろんな形の中で児童を守るということでしっかり市のほうも教育課と連携しながら頑張っていただきたいと思っております。

あと、施設のことをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、老人保健施設の数だと思いますけれども、これにつきましては①の養護老人ホームについて、介護保険対象外ということで福祉課で管轄しておりますので、この部分について私からご説明をさせていただきます。

養護老人ホームについては、もうこれまで説明したように、阿蘇市ではあそ上寿園が今回民設民営ということで3月から入所を始めて行うものでございますが、そもそも養護老人ホームにつきましては、阿蘇圏域での事業展開をしております。阿蘇圏域で150床を定員として定めてやっておりますので、阿蘇中部ではあそ上寿園がそれを担うと。それから、南郷につきましては、現在建設中でございますけど、湯の里荘で担う。それから、小国郷においては、悠和の里という3施設でしております。そういうことで、入所についても阿蘇圏域の入所判定委員会というのがありまして、そこで入所の決定をしているということでございますので、今のところ、養護老人ホームについては150床で展開しておりますから、待機の方もいないということで、施設の定員については妥当なところで今運営をしているということでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 今、旧乙姫小学校のグラウンドにできておりますけれども、そのときの入所者が災害前に入所者の数と今度新しく完成したときにどれぐらいの人が帰ってこら

れますか。それから、また災害等にいろんな地区に分かれて避難された方で死亡者が出た方もいらっしゃると思いますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、上寿園の入所の状況ですけど、平成 20 年の豪雨の被災のときに 31 名の方は県内のいろんな施設にお願いして入所していただきました。それから、全体的には入所が 44 名その当時おられましたので、今言った 31 名の方は県内でお願いをし、残り 10 名の方は特老の施設に移ったと。そういった経緯があります。現在では 31 名の中で亡くなられた方もおられますもんですから、今現在約 29 名のうち 15 名があそ上寿園に入所したいというご希望がありますものですから、その方については、今、手順を踏んで入所の手続きをしております。従いまして、今回新しいあそ上寿園が 50 名ですので、残りについては今募集をかけて、もう既に幅広く応募がっておりますので、今審査をしている段階でございます。来週にこの判定委員会を開催して入所決定をするということでございますので、今の時点では、もうどうしてもやっぱり 50 床を満床にしないと運営的にもきついもんですから、今そういうふうにやっておりますので、順序よく入所の段取りをやっているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 本当は男性のほうは生まれた在所でずっと生活と思えますけれど、女性のほうは嫁に入ることになると、一応そこが永住の地ではないんですけれども、結婚してから 40 年、50 年経てばそれが住み屋になるんですけど、本当は自分の生まれた場所で最後のあれを見とりたい気持ちはあると思うんですけども、やはりこういう施設の中で入っていかなければならない、それがまた昨年度の、やっぱり上寿園とかに入られた方が、そこに帰りたいというのは、普通はうちに帰りたいというのがもう人間の常識かなと思うんですけど、上寿園に帰っていききたいという、その思いが私にはちょっと健気さを感じたんですけども、また新しくできあがったときに、そういう方がその家庭の中でそういうことができないということが、今現実を表しているんですけど、やはり新しい上寿園でまた新しく出発できることを、それからまた 50 入所がなければまた経営も苦しくなりますので、その点をいろいろな関係の中で応募も頑張ってやっていただきたいと思いますと思っております。

それから、あとは、ちょっと金額のこと、これはやはり自分のこともありますけど、金額のことをちょっと、いくらぐらい費用的にかかるのかなと思ったから出しているんですけど、わかりますかね。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 養護老人ホームについては私のほうで回答しまして、ほかの件はほけん課長にお願いしたいと思います。養護老人ホームについては、基本的に措置費は阿蘇市の措置費としていますが、1 人当たり大体月 20 万円程度かかります。年間 200 数十万円かかるということでございますけど、これにつきましては交付税の中で 6 割は見るという規定になりますけれども、やはり多少市としての持ち出しも多いということと、個人負担も所得に応じてありますけれども、この施設については低所得者、あるいは生活保護を受けられ

る方、経済的に非常に厳しい方が入る施設でございますので、非常に負担を求めることはなかなか厳しいという現状でございます。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のご質問にお答えいたします。

ご質問の施設につきましては、大きく2つに分けられます。といたしますのが、自立生活者から入居できるのが養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームの3つ、これは管轄が老人福祉法になります、根拠が。それともう1点、介護保険法、介護保険適用の施設といたしまして特別養護老人ホームとご質問の5番の介護保険上のグループホームなど、こちらにつきましては介護保険が適用になりますので、その分、居住費、入居費が安くなるということになります。有料老人ホームにつきましては、入居一時金等がございまして、主に民間法人が経営されます。従いまして、大体12万円から30万円程度はかかると。入居時点で、高いところでは数千万円とかいった高級なマンション的なところもございまして。軽費老人ホームにつきましては、その入居費用が、一時金あたりが比較的安く入居できるということになります。介護保険施設につきましては、特別養護老人ホーム、市内で4施設ございます。4施設あって、入居定員は188名、費用といたしましては、これは介護サービスが付いておりますので、プラス居住費、それに食費等を込みで大体4万円から14万円程度と幅がございまして。これにつきましては所得によって、居住費、食費につきましては限度額適用とかございまして、安ければ4万円程度、所得が多い方には14万円ということでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 本当にこれから高齢化社会に入っております。年末お金のことを、厚生年金の方はゆとりがあると思いますので、あまり関係はないんでしょうけど、国民年金の場合は、やっぱりなぜ金額を聞いたかったのかは、国民年金の方は3万円弱ですね、私たちが6万6,000円ぐらいしかないんですね。厚生年金は半々、企業と自分とで支払いますので、それだけの価値はあるんですけども、これからの施設が、やっぱりお金の問題になってきますので、また市のほうも扶助費がどんどん増えておりますから、そのことでちょっとお尋ねしたんですけども。

続きまして、ついでに高齢者の人数ということは、ちょっとそのことを聞いたことから2番に入れたんですけど、まず65歳から70歳、一応書いておりますけど、よかったですら数字をお願いします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えいたします。

まず、65歳以上70歳未満の方々3,025名、これは今年10月31日現在の数値になります。71歳から80歳、こちらが3,320名、3番目の81歳以上、こちら3,380名、合計65歳以上の方は9,725人ということになっております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） ここの議員さんの中にも2人、3人を抜けたら、あとは全部これに

入るんですが、本当に国民年金がほとんどですけれども、やはり将来は本当に健康でピンピンコロリという言葉を使っていいのか、よくわからないんですが、こういうのが今すべての高齢者の合い言葉になっております。サロンとか、いろいろ、いきいき教室とかやっておりますけれども、本当に最後はそういうことをばっとしたいという気持ちの人がほとんどですけれども、これだけ65歳から80歳以上、9,725名ということは大変な数で、これだけのホームがあってもほとんど私たちの時代になってくると待機者が多いと思いますので、不安をいっぱい持っているんですけれども、これに関連しながら、3番目のこの数値を踏まえて今後市民が安心して暮らしていくための施設はと一応書いたんですけれども、まず市としてはどういう対応をしていきたいと思っているんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。お答えいたします。

施設のほうでまず答えたいと思いますけれども、今、議員が言われるように高齢化が進んでいる中で、需要が非常に多いというのは私ども市民部のほうも十分認識はしておりますが、施設の整備をすればそれだけサービス費用が増えるという形になります。そうなりますと、市民の皆様方のいろいろな保険料の負担増につながることは避けられません。そういうことも踏まえまして、現在慎重に取り扱っているところではありますが、国のほうの政策が施設介護から在宅へという方針でございますので、市のほうもその方針で今いろいろな施策に取り組んでおりますし、今現在、第7期の介護保険事業計画の策定を行っております。議員も入っておられますが。その中でも在宅支援の充実を図る観点から、地域包括ケアシステム、これの構築を掲げているところでございます。今後も医療、福祉、介護の連携の構築というのが一番重要と思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） さっきの数も10月現在でしたけれども、これからもっと増えるかなと思っております。亡くなっていく方も出生率よりも多くなっておりますので、数値は下がるのか、増えるのか、詳しいことはよくわかりませんが、とりあえず、今、部長が言われましたように施設を多くつくれば、やっぱりそれだけの税も上がりますし、それかといって在宅のほうが多くなってきますけれども、それをまた見ていくその家族の中にどれだけできるかなというのがありますので、結果的には施設のほうに重量が多くなっていくのかなと思いますけれども、まず施設が多くなることはないと思うんですね。あとは、今、部長が言われましたように在宅でどれだけできるのかというのがまずありますけれども、今、サロンといきいき教室を頑張っておりますけど、まず認知症にならないことがまず優先に今はなっていますけれども、そうなったらどうしても施設のほうにという感覚になっていくんですけれども、認知症にならなければ、まず足が痛いとか、手がどうかあるというのは、在宅でもできるんですけど、認知症となればどうしても難しくなっていくからですね、その認知症予防をほけん課としてできるのであれば、いろんな、区長さんを通してでもいいですから、今は公民館活動とか、いろんなところでやっておりますけど、その活動を本当に頑張っているとところは調査していただくとわかると思いますが認知症対策がないと思うんですね。だか

らその辺のことを一回調べていただいて、どの地区がそういうのが多いのかというのを一回調べてもらいたいなと思っておりますけど。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 認知症については、以前、議員からご質問あったと思いますが、なかなか表に出ないのでわかりにくい。ほけん課長がその当時述べましたとおり、朝、何を食べたか忘れてるのは物忘れ、朝食べたこと自体を忘れてるのが認知症という一つの例がございますけれども、やはり常々市長も言っております、健康で元気でいることが一番ということでございます。そのためには、認知症もそうなんですが、いろいろな病気、これを職場健診等を受けて早期発見、早期治療をしていただく、自分の体のことをわかっていただくということが一番です。一つのデータといたしまして、阿蘇圏域は、これは平成 27 年度の数値になりますが、糖尿病と高血圧、高脂血、これが県の平均より 10%程度高いんです。やはり皆さんご存知のとおり、これは生活習慣病になります。これを予防するためにも、適度な運動と食生活の改善というのが非常に重要でございますので、今、ほけん課のほうでも保健師、管理栄養士、それと食生活改善協議会とか、いろいろな各種団体と協力して、個別指導とか、注意喚起、栄養指導等も十分行っておりますが、今後も様々な施策を取り入れながら、市民の皆さんの健康増進に力を注いでいきたいということがまず一番重要なこと。私もといたしましても、一番力を入れるところと思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） これからますます寒くなりますけれども、一応自分たちも構えながら、高血圧とか糖尿病とかありますけれども、そういう合併症やらが深くならないで透析者になるべく増えないようにということを頑張っているんですけども、そういう中で市も頑張っていて少しでも減らしていきたいと思っておりますので、よろしく願いして私の質問を終わります。

続きまして、畜産クラスター事業内容の詳細ということですが、これは県の事業でもありますけれども、少しは理解していますが、どういうことなのか、詳細説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

畜産クラスター事業でございますけれども、正式名称でございますが、畜産酪農収益力強化等特別対策事業ということで、平成 27 年度に国の総合的な T P P 関連政策大綱に基づきまして制度化されたものでございます。目的といたしましては、畜産の生産基盤の拡大を図るために、肉用牛の飼養頭数の拡大でございますとか、生産性の向上、また担い手の確保、育成を目的といたしまして、地域全体の畜産経営の収益性の向上を図るものでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） この事業ですけれども、じゃ中小企業畜産に対しての支援とか、そういうのって流れていますかね。私、この間ちょっと明細見たときに酪農関係が多くて、国の事業として大きいところとか、今は酪農家は利益が相当上がっておりますけれども、その名前だけがずらっと出ていて、中小の畜産農家がほとんどその上がってこないという

ことは、その金額的なこともあると思います。その辺のことをちょっと詳しく。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） クラスター事業の対象者の要件というのが国の要綱上で定められております。阿蘇市、それから阿蘇地域管内においても、非常に中小の小規模な畜産農家をはじめ、集約した部分での大規模な畜産農家さんもいらっしゃいますけれども、要件といたしまして、事業実施、クラスター事業の実施、それから会計手続きを適正に行える体制を有するものという要件があります。具体的に申しますと、事業実施から3年以内に法人になる計画を有するものというところでございます。こちらにつきましては株式会社でございますが、いわゆる農事組合法人等々になります。それから、2つ目でございますが、所得税法の規定に基づきます青色申告を継続して行うことが見込まれるものという規定がございます。それから、3番目でございますけれども、原則といたしまして45歳未満の畜産農家の方、または45歳以上であっても、後継者の確保が見込まれるものと、このような3つの要件が備えてございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 最近は見えてそのクラスター事業の中でどんどん大きいところは大きくなっていくというのは、その今言われました条件の中の範囲でしょうけれども、中小の畜産農家がやはりその後継者がいないところは別にしまして、そういうお金の貸し借りとか、そういう補助金の扱い方が、その辺がクリアしきれないのか、それともその要素の中に入っていないのかよくわからないんですけれども、ほとんどベースのときも肉牛のところなんかほとんど淘汰されていって、残っていませんね。国の施策としては大きくするというのが、何でも、米もそうですけど、目安かなと思うんですけど、じゃ畜産農家として小規模は止めろということになるんですけど、そういうのをもっと拾い上げてくれるような対策というのはないんですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 本クラスター事業におきましては、やはり国際競争力、TPPの関連政策でございますので、どうしても集約制の向上という効果が事業によってもたらされるということが目的となっております。クラスター事業の成果の目標というのもございまして、こちらのほうもご説明をさせていただきたいと思っております。販売額の10%以上増加させることという要件がございまして、なおかつ政策コスト、非常に増頭することによってやはりそのコストも数的に上がるんですが、その分、生産コストをどう押さえるかということで、10%以上を削減する目標値が求められております。やはり、一番大事なのが農業所得、またはその営業利益をどうもたらせるかと、事業の効果として発揮できるかということでございまして、こちらのほうが10%以上の増加を目標値として義務づけられているようでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） この中身というのはとても難しいから、表舞台には難しいなと思えますけれども、まず私も認定農業の代表をしていますので、18日も認定のあれをやるんです



けど、やはりその認定をするときに、新規就農者も頑張ってやりますということと言われるんですけども、その先のことはよく見えてきませんので、やっぱりその酪農家さんが3億円、2億円とか、そのクラスターを使っていますので、今ちょうど花になっておりますよね、酪農家が。それでいろんなところの圃場を見てみると、1億円とか2億円とか3億円とか言いながらそういう建物がずっと並んでいっているんですけども、そういうのを比較していくと、惨めにはならないんですけど、自分たちは自分たちの生活をやればいいんですけども、この認定をやるときにこの認定者がやっぱり頑張っていきますというところの中で、本当に先を見越して認定して行かなくちゃいけないところがありますので、その辺のことがちょっと厳しいと言えれば厳しいというのかなと思うところがあるんですけど、もうちょっとその辺の県との協議の中で、国もそうですけど、小さい中小企業を増やしていくのか、そしてもっと大きくなれば大きくなることを支援していくのかというのを最近目の当たりにしますので、やっぱりいろんな中でトラブルというのは一つのことを二つも、三つも重なってなっていくわけですから、そのところを最初の時点をしっかりしておかないと、私はいろんな中で、今トラブルが発生しているところを認定したときには、その内容だけの認定をしたからちょっとほっとしているところがあるんですけど、やっぱり人の流れというのは裏表というのがいっぱいありますので、その辺を定めてやってほしいなと思っておりますので、クラスター事業のことは、私も勉強をちょっとしたいと思いますので、一応終わらせていただきます。

最後になりますけれども、県道内牧停車場線の道路落差は、9月に質問もしておりますけれども、まだ年度完成になっておりましたけど、この寒い中に2の方がまだ手振り誘導をされております。状況はどうなっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

県に確認いたしております。県によりますと、県道の災害復旧工事につきましては、既に発注済でございます。現在、迂回路となる仮設道路を本線の西側に整備中でございます。今、盛り土作業が進められている状況でございます。この仮設道路が完成後、そちらに車を誘導しまして、来年1月から本体工事を始めまして、平成29年度完成を予定しているということでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） カレンダーの上では平成29年はやがて終わりますけれども、年度にしますと3月ですから、一応3月で完成ということになっているんですね。はい、わかりました。

以上で終わります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君の一般質問が終了しました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、11時25分から再開いたします。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、一般質問を再開します。

5 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 5 番議員、園田でございます。先輩議員から時間を考えろというふうに言われましたが、期待に添えることなくちょっとオーバーすると思います。どうぞよろしく願いいたします。

最初の質問に入ります。南宮原地区に熊本市のキャンプ場が今年の 8 月 1 日から阿蘇市に無償譲渡ということで移管をされております。この経緯を聞く前に、以前までの熊本市の青少年キャンプ場の利用頻度といいますか、ここは熊本市立の小中学校だったと思いますけれども、大体利用者数がどのくらいあったのか、それと一般の方が大体どれくらい使っていたのかということをご答弁願います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

南宮原にありますあそ教育キャンプ場でございますが、熊本市内の中学生があそ教育キャンプ場、小学生につきましては金峰山の少年自然の家というのが熊本市のほうで設置されておりますので、中学校のほうがあそ教育キャンプ場に来ております。これまでのキャンプ場の利用状況としましては、年間 2 万人から 2 万 4,000 人の利用が行われております。中学生につきましては、そのうち大体年間 1 万 8,000 人ぐらい来ている状況でございます。それから、一般の利用ということでございますが、一般の利用者につきましては年間約 2,000 名近くの利用がっております。主に熊本市の市民、それから地元の阿蘇市の市民につきましても利用は可能であると聞いております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 地元の方々に聞いてみますと、やはり自分たちの敷地の上になりますけれども、今、熊本市としては阿蘇市のほうで受けていただかなければ公売に掛けるとかいう話になっていたところに、阿蘇市のほうで受けてくれるということで、今いろんな外資系の会社でありますとか、いろんな会社がありますし、数年前はもちろご存知のとおりああいう宗教団体が一時は騒がせたような時期があったので、非常に南宮原の地区の方に話を聞いてみますと、大変安堵していると聞いております。あそこは今まで年間 2 万人余り年間に使われていたということであそこは飲料水や下水の処理関係はどういうふうになっていましたか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 飲料水、それから下水道の処理につきましては、キャンプ場については上水道が引かれてございます。それから、下水道については施設がありませんので、汲み取りということでトイレは整備をされているところであります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それで無償譲渡になった経緯ですよね。平成24年の水害のちょうど前日に私の大変お世話になった、昔阿蘇北中学校に在籍されていた先生が市のほうに行かれて、子どもさんを連れてこられていました。前日の夕方までは天候は何ということにはなかったので、内牧の町湯に子どもを連れて入られて、そこでいろいろ談笑したのをよく覚えていて、次の日にあぁいった大変な災害になったのも引き金になっていると思いますけれども、その無償譲渡の経緯の説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 今回、無償譲渡になった経緯につきましては、まず熊本市のほうで平成24年に発生しました九州北部豪雨災害後にあの地域一帯につきまして、平成28年3月29日付けで熊本県によりキャンプ場の上部のほうに特別警戒区域を含みます土砂災害警戒区域の指定をされたということを受けまして、特に夏場ですけれども天候が予測できない山間部であり、現地に宿泊していた場合に安全を確保できないと判断したということがございます。これは平成24年の7月に大雨になりまして、キャンプ場に宿泊していた生徒たちが九州北部豪雨災害のときには孤立したということで、梅雨時期や夏場の夕立等でも大雨警報が出れば、本来であれば生徒を熊本市まで帰さなきゃいけませんやはり熊本市としてはその都度対応することが不可能であることから、熊本市としては阿蘇市への無償譲渡を検討していると。阿蘇市が受けない場合は競売することになりますということで、その2点について検討しているという話を聞いたところでございます。平成28年11月から熊本市の教育委員会並びに文教厚生委員会で議論されて、12月に方向性として阿蘇市に無償譲渡したいという打診がっております。一応、庁内関係各課と協議を行いまして、無償譲渡を受けることを方向性として6月の議会において無償譲渡を受けたいということでご報告をさせていただいたところでございます。正式には、今年度、8月1日に契約を締結しまして、現在阿蘇市に登記済みでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 私も熊本市の教育委員会にちょっと電話を入れて、少しその経過あたりを聞いてみました。市のほうも、こういった施設が阿蘇市だけではなくて、先ほど言われた金峰山でありますとか、天草あたりにもそういう施設を持っているというところで、今、課長が言われたように、やはり何かあったときの、国道57号が寸断されているし、二重の峠をバスに子どもを乗せて運送するのはちょっとリスクが高いという話もされておったところでございます。現在のこのキャンプ場の中の概要ですね、私も見にいつてきましたけれども、テントあたりも大変立派なものですよね。厚手の非常にいいものを使ってあります。それと、集会のロッジ、あそこも相当広くて、中にも毛布、いろんな設備がきちんと整っていると思います。その概要について少し説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） キャンプ場の施設の概要でございますが、まず面積でございま

すが約 13ha ございます。これに加えて、鍋釣線の外周の道路沿いに駐車場が約 2,000 m<sup>2</sup> ございます。それから、施設につきましては、テントサイトが 10 箇所ほどありまして、10 人用テントが 57 張りございます。一度に 570 人宿泊ができるということでございまして、そのテントにつきましても、ここ 4、5 年ですべて入れ替えていますので、非常にまだ新しいものでございます。それから、敷地内につきましては、管理棟が 1 棟、これにつきましては 2 階建てでございますが、合わせまして 630 m<sup>2</sup>、1 階が 308 m<sup>2</sup> と 2 階が 322 m<sup>2</sup> ございます。事務所、医務室、シャワー室等が完備されているところであります。それから、炊事場が 6 箇所、それから屋外トイレが 5 箇所整備されております。そのほかの外周にはハイキングコース等、それからシイタケの森等、自然体験ができる施設になっております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 市のほうには坊中野営場もありますけれども、坊中の野営場と比べると全然施設的にはこっちのキャンプ場のほうが大きい感じですかね。答弁はいいです。これだけ立派な施設ですので、教育課だけでやっていくのは大変もったいないという気もいたします。もちろん、上が土砂災害警戒地域になっているということではありますけれども、私も行ってみると自転車あたりでも、ウォーキングあたりでも十分に使える敷地の広さもありますし、施設も整っていると思います。例えば教育課あたりで所管してしまいますと、やはり学校関係だとか、そっちの教育関係になってしまいますので、あそこは年間いくらか今度はまた管理費も発生してくると思います。例えば管理費については、どういうふう到现在なっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） これまでの熊本市の管理のやり方としましては、昼間の常駐が 2 人、それから夜の宿泊につきましても常駐の方が 1 人要りますし、中学生が宿泊するとなりますと保健師が年間 1 人いるようになりますので、4 人から 5 人常駐の方がいないとローテーションが組めないかと思えます。現在の管理としましては、8 月から阿蘇市のほうに無償譲渡いただきましたので、管理棟周辺、それから集会する広場、それから駐車場につきまして、地元の区に、南宮原区に熊本市も委託をしていたということでございますので、無償譲渡を受けた後の残りの半年間につきまして、草刈り等につきましては地元区のほうに委託していきたいということで今契約書を取り交わしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 8 月 1 日からの譲渡ということで、その方向性をきちんと決めてくださいというのも大変まだ無理があるとは思いますが、今後、あそこのキャンプ場を使うにあたって、例えば観光課あたりとか、まちづくり課あたりとか、そういうところでいい知恵を出して活用すれば、私はあそこ自転車に乗れば大変気持ちがいいような感じもしますし、先ほど言ったようにウォーキングにも使えるし、宿泊のほうは土砂災害警戒区域の下にあるということでちょっと問題があるかもしれませんが、そこらを考慮しながら、考えながら、観光課あたりは何かいい知恵がありませんか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の質問でございます。本当にあそこはすばらしく手入れも行き届いておりまして、何か使わないともったいないという気持ちは私も同じでございます。ただ、大雨のときに使えないということは、予約を取れないということでございます。それと、13haの用地に対して採算性の問題も出てきております。なので、もう少しお時間をいただいて、ちょっと専門家あたりの意見をも聞きながら使い道を、今おっしゃいました関係課と一緒に検討してまいりますので、もう少しお待ちください。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 自転車あたりに市全体としても力を入れていますので、コギダスあたりの拠点として、鍋釣線1周でも、あのあたりから出発すれば非常に環境的にもいいんじゃないかなと思いますので、そのあたりを少し考慮してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それも考えました。そして、関係者とも見にいっております。しかしながら、採算性というものがどうしても出てまいります。それで、ちょっと今足踏みをしております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） あんまり採算性を考えると、教育課よりも観光課のほうがうんと採算が取れる何かいい知恵が出るんじゃないかなと思いますけど、まちづくり課あたりはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 失礼いたします。

私どもも、やはり一番不安定要素となりますのが、予約を取る場合に、大雨が降って警戒が発表された場合については、キャンセルしなければいけないという形で、非常に旅行商品という場合にはかなり厳しいところがあるかなと思っておりますので、宿泊を伴わない形での昼の活用等々について、観光課であったり、観光協会もございますし、旅館組合さんもございますので、そういった部分、関係機関と十分協議をしながら有効に活用ができるような形で考えていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 譲渡してまだ半年も経ってないところでこういう質問なので、非常に答弁も困ると思っておりますけれども、これに関しては、また3月の議会あたりでもしっかりと続けてまた質問をしていこうと思っておりますので、関係各課、大変災害の後でいろいろ多忙ではありますけれども、そのあたりの対応をしっかりとお願いしたいと思っております。

これで、キャンプ場についての質問は終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。前回も一般質問でやりました。阿蘇体育館前の臨時のバス停の件についてご質問いたします。財政課の所管だと思いますけれども、現在、いろん

ないイベントがあるたびに、バス停を移動しなければいけないということで、月によってそのイベントの数も違うと思いますけれども、大体月平均であのバス停を何回ぐらい移動されま  
すか。平均でようございます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 月平均ではちょっと把握をしておりませんが、特にいろ  
んな大会が入ります、土日関係ですね、春、夏、秋、特に学校の休みの期間中につきまして  
は、いろんな種目ごとの大会が入ります。その期間、それから文化祭、秋のいろんな大会関  
係ですね、文化行事関係等々でありますので、年間ではやはり 30 日以上あるんじゃないかと  
思いますけれども、体育館につきましては駐車場が、今、仮設住宅もありますので、体育館  
の大きさによって満杯になる可能性がある場合は、道路東側のほうに臨時駐車場の移設を申  
請して対応しないと、どうしても駐車場に入りきれずに泉大橋の横の砂利駐まで、駐車場を  
使いながらでも大会を行っている状況がございますので、その点につきましては、今そうい  
う取り組みをしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 健診あたりも、あそこに検診車が止まればもう全然体育館のほうの  
駐車場は使えないというところで、今の臨時の砂利の阿蘇公民館ですね、あそこに恒久的に  
バス停を移動したらどうかと思います。本来であれば、前回の一般質問のときは、ひのくに  
会館の隣の空き地あたりを発着場としてですね、もちろん内牧の中にも周遊して入ってきて、  
バスの常時停車はひのくに会館の横の遊休地の法を整備して持っていったらどうかという話  
も前回のときはやりました。とにかくあそこを、体育館の前の駐車場の中で、私はもう事故  
が起きたり、今の側溝の蓋あたりが大変いつも行き来するんで傷んできているのではないか  
など、実際今朝も見てきたんですけれども、それだけではないと思うんですけれども、やっ  
ぱり傷みも出てきていますので、反対側の今の砂利駐のところを整備して、新たにバス停を  
移動したらどうかと思っておりますが、財政課のほうはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えをいたします。

阿蘇体育館前のバス停の役割というところからちょっとお話をさせていただきますと、阿  
蘇市内の、産交バスが公共バスとして走っている路線の中で、産山環状線を除いて内牧方面  
の阿蘇体育館を目的とするか、重要な経過地として非常に内牧市街地における重要な拠点と  
なっているバス停でございます。ですので、こうした拠点となるバス停というのは、誰もが  
わかるような公共施設というのが非常に望ましくて、その面ではこの阿蘇体育館というの  
は本当に適した場所だと思っております。ご質問の恒久化という話でございますけれども、そ  
の道路東側の公民館の敷地については、市民以外の方に場所を伝えてもなかなかわかりづら  
いということもありますし、またその目の届かない死角も生じることが考えられますので、  
恒久化するとなると、それだけでも問題がかなり多いと思っております。ですが、ご質問は  
よく理解はしておりますので、状況を見ながら今後検討を重ねてまいりたいと思ってお  
ります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 一番最初、まだ宮崎部長が財政課長のとき、私が一般質問をしたときに、あくまでも臨時的な措置ですからという答弁をいただいております。臨時的な措置であれば、臨時であるということなので、恒久的に、今、課長が死角にもなると言われましたけれども、あそこは見晴らしもよくて、何年間かあそこを臨時のバス停として使っているので、使われる方も、市民の方も大分周知はできていると思うんですけども、今後しっかりまた九州産交と協議をしていただいて、あそこの中で私がもう事故がないことだけを祈っておりますので、あつてはいけませんけれども、ならない前に何かいい手を九州産交と協議をされて検討していただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ご質問にありますように、一番問題となりますのは、そういった事故でありますとか、交通のトラブルでございます。この点については、今年度も再三九州産交バスには申し入れを行っておりますので、十分そういった交通安全の教育については努力をしていただいていると思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 答弁ありがとうございます。

続いて、3番目の質問に移りたいと思います。県道57号が現在は寸断されて、JR豊肥本線も不通となっております。人口流出に対する対策と通告をしております。平成24年の災害から平成29年度現在に至って、市民の人口、自然減もあると思っておりますけれども、大体どのくらい5年間で減になっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 平成24年の災害前と平成29年、同じ基準日で数字を出しております。まず、平成24年3月31日現在の阿蘇市の人口、住基の登録者数でありますけれども2万8,384人です。地震後、平成29年の3月31日現在の阿蘇市の住基人口2万7,039名となっております。大きな災害を2つ経験しております。自然減等もありますけれども、住基の人口でいえばこの5年間で1,345名の人口が減っております。ただ、反対に世帯数から見ますと300件余りの増となっているところであります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 昨年、国のほうの支援の制度で九州ふっこう割というのがありましたが、観光課長、この検証はできていますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ふっこう割でございますが、ふっこう割の期間中は宿泊者数は約20万人でございます。平成27年度は26万人ということで、その半数の10万人がふっこう割お客様でございました。残りの10万人、半数でございますが、工事作業員の宿泊ということで、そういう具合になっております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 何らかの形で約180億円ですかね、国のほうで使ってやったような

事業ですので、その人数が多かったか、少なかったかというのは、検証はできませんけれども、何らかの形で阿蘇市としてはいい影響が多かったかなと思っております。

そこで、通告書にありますように、遊休地の分譲や企業誘致について少しお聞きしたいと思います。先日の委員会報告のときにもこの遊休地については、総務の委員の方が遊休地資産等を個別に売却していくなど具体的な計画があるのか。申し出がない限り、行政としては動かないのかという質疑の中で、財政課長も答弁をしておられます。やはり若者が定住するために、家を建てたいというときに、市の遊休地を廉価で何とかそういう希望に添うような遊休地が現在でもあると思いますけれども、そういうところに関してはいかがですか、財政課のほうでは。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、阿蘇市が抱えております遊休地につきましては、不定期ではございますけれども、内部の公有地の利活用検討委員会というのを開催しておりまして、個別にそういった利活用計画はないかということでの検討を重ねているところでございます。ご質問にありましたその定住化のために公有地を廉価で分譲したらどうかというようなご提案でございますけれども、今阿蘇市が抱えているその分譲できるような公用地と申しますと、すべてが建物が建っているような広大な土地でございます。公用地の利用の検討がなかなか進まないというのが、建物が建っていることで、その解体をしなければ計画が立たないということもあって、こういったことが阻害の要因にもなっているところでございます。仮に分譲のために解体費用を要した公有地を売却するとなると、それなりの多額の費用を掛けたところを、更に安い値段で売るということになりますので、これは制度化してきちんと目的を明らかにした上で条例化なり、要綱をつくるなどして議会にきちんとお諮りをして結論というか、そういうことをご承認いただく必要があると思っております。また、分譲となりますと民間でも分譲を行っておりますので、その民間に対しての経済の妨げということにもつながり兼ねませんので、なかなか行政が行うには非常に困難な問題があると思っております。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。やがて12時になりますが、園田浩文君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま続行いたします。

園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 今、課長が言われたのは、例えば学校跡地の建物が建っているようなところにニュアンスに私は聞こえたんですけども、例えば内牧あたりでいえば、今の番出住宅あたりを取り壊した跡地ですよ。ああいうところを廉価で、水害等の心配はありますので、例えば嵩上げしないと建てられないというふうになっていないですかね。ああいうところでも、すぐ近所に今、新しく新築をされている若い方がいらっしゃいます。ああいう番出住宅あたりの跡地を少しでもそういう家を建てたいと思っているような若い方々に何と



か融通ができないかと思っているんですけど、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 公営住宅の件でございますので、私からちょっと答えづらいところはございますけれども、質問のご主旨はよく理解しておりますので、内部のほうでちょっと検討はさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 私は次の質問が2020年の北側ルートが開通のことも言っているんですけど、私が心配しているのはその開通した後ですね、今度は向こうに出ていかれる方々が多くなるのを非常に懸念しております。そのためには、何とか阿蘇市にちゃんと自分のお城を持っていただいて、そこに生活をされて、阿蘇市の市民としてやっていっていただくのが一番いいなと思っていますので、出る前には何らかの施策をやっぱり市のほうで提示をしてもらいたいと思っておりますので、いつも市長も言われているように何でもスピーディーに進めていただいて、そういうことであれば議会でも反対される方はいらっしやらないと思います。そういう遊休地を有効利用に使って、若者が何とか定住化できるような、そういう施策をしっかりと考えていただきたいなと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますけれども、人口減というのは阿蘇市にとっても今に始まったことではございませんし、若者の定住化というのは本当に喫緊の課題だと認識しております。そういった定住化を図るために公有地を有効に活用できるかということについては、先ほども申しましたように最終的に議会の承認もいただきたいと思っておりますので、何とか制度化ができるように検討を重ねてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） わかりました。

もう一つ、働く場ですね。働く場がなければ、やはりよそに出た子どもさんが帰ってきて阿蘇市には仕事がないと言われることもよく聞きます。私は、今まちづくり課が一生懸命取り組んではいらっしやると思いますが、例えばどこの行政のところにも、割と企業誘致かという課を聞くことがあります。阿蘇市においても、もちろん少数制で一生懸命やられて、災害後で大変皆さん方にご負担を掛けているのはわかっているんですけども、やはりこういうのを、企業誘致課というのをきちんと前面に出して、例えば外に打って出る、こういうのが大変大事かなと思いますけれども、今、所管はまちづくり課だと思います。大体年間どれぐらい、例えば企業周りとかされていますか。いかがですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今のご質問にご回答させていただきます。

今、企業周りをしているかというお話がありました。申し訳ございません。企業周りは現在のところまだやっておりません。ただ、阿蘇市につきましては、熊本県の企業誘致連絡協議会に参加しております。そちらのほうの会議等々がございます。また、その協議会が発行しております企業誌であったりとか講演会、セミナー等もございますので、その中で各企業

さんの方との意見交換という形はさせていただいておりますし、協議会から発信されておりますセミナーのご案内等々については、現在地元でございます企業さんにも情報提供はさせていただいているという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 市長も全国的に顔が大変広がっております。市長、何か企業がぐっとくるようなものが、何か市長ありますか。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 企業誘致、働く場所というのは、一番大切だと思いますから、これによって人口も増えてくるし、若い人もやっぱりとどまってくれるものだと思っております。今、災害がありました。そのとき、一番心配してるのは、逆に大きな企業が3つありますけれども、この企業が出ていくということがないだろうかということが一番心配を自分はしているところでありますし、食い止めること。そして、何としてでもそういう意味ではいろんな働き場所というのを、農業関係でもそんなことではあちこちお願いもしているところだし、ここのところ、ちょっと私も災害対策のほうで滞ってございましたけれども、今おっしゃったように、またいろんなところにも働きかけをしながら一つでも二つでも、早くそういう企業誘致ができるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 今後とも、今、まちづくり課所管でございます。行政の方、一丸となって、また議員のほうにもそういう情報を持っている方もいらっしゃると思っておりますので、そういうところにいっぱいネットワークを張り巡らせて、一つでもよい企業が来るように努力をされてほしいと思っております。

それでは、最後の質問になります。2020年、北側復旧ルートの開通後のまちづくりについて質問をさせていただきます。トンネルから向こうの菊陽町、大津町あたりでは、この開通後のインフラの整備はもとより、いろんなまちづくりの話も出ているようでございます。阿蘇市のほうも復旧ルートができたならランプが乗り口と降り口ですかね、あそこはもうはっきりしていると思っておりますけれども、建設課あたりでは把握されておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） ただ今の質問にお答えいたします。

車帰のトンネルを抜けて国道57号の接続が株式会社阿蘇ポリの前付近になります。すべてが大体盛り土で整備されまして、現道とは全部立体交差になりますが、県道菊池赤水線に対しましてランプができます。ルートの南側、赤水側からが入り口のランプと車帰に向かって北側に降り口のランプができるということになっております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 2020年の何月開通かもはっきりわかっていますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 2020年度中と聞いております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 降り口のほうが北側のほうに降りるということで、先ほど五嶋議員が質問された、あの線が内牧のほうに来るのにはあの線が一番近くて、ちょっと山際で少し怖いところはあるんですけども、これはちょっと重複しますので言いませんけど、あの線をきっちり県と話をされて、整備をしていただきたいなと思っております。答弁があれば、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 利用状況を確認しまして、十分準備をさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 開通後は、あと3年先になりますかね。3年というのは、わりとあるようで時間がないと思っております。観光課長、いかがですか。こういうのでプロジェクトチームでも立ち上げて、2020年開通後の阿蘇市のまちづくりといったところを考えていただけたらいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今のお話は、まちづくり課長とも常に話しておりまして、ぜひそういった場を皆で設けて、ルート開通の準備に備えたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 2020年になれば、阿蘇山のほうのいろんなルートも開通していると思いますし、ここが、国道57号の現道がああいうふうになっておりますので、これが本当に頼みの綱だと思っております。まだ時間はあるようですけども、時間がありません。いろんな、私も企業誘致課だとか、婚活課だとか、もう本当に少ない人数で行政の職員の皆さんは頑張っていていただいているところでございますけれども、この2020年の開通後、観光課、まちづくり課、いろんな課を超えてプロジェクトチームをつくっていただいて、この阿蘇市がきっちり活気が出るような、そういう案を出していただいてやっていただきたいなと思っております。いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 本当に観光だけに限らず、大分JRよりも早く大津駅から阿蘇市まで入ると思いますので、これは観光だけに限らず産業面、それと市民生活においても非常に今後の未来に握るルートと思っておりますので、そういったプロジェクトチームができれば、市民の方々も安心されて、市のほうにも任せいただけたらと思いますので、そういったのは私の一存ではあれですけども考えたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。課長、周りをあんまり気にせんでよかですよ。自分がやりたいことをぐっとやってください。私も後ろからうんと頑張りますので、よろしくお願いします。

それでは、5番議員の園田の質問、終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 5番、園田浩文君の一般質問が終了しました。

午前中の会議をこの辺で留めたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から再開をいたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、午前中に引き続き、ただ今から午後の会議を開きます。

一番質問を継続します。

6番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 6番議員、菅敏徳でございます。通告書に沿って4点質問させていただきます。

今回は、阿蘇市の基幹産業であります農業と観光についてお伺いします。

まず最初に、農道や用排水路、また農地整備など急ピッチで工事が進んでおります。この事業は、県・市、土地改良区など様々な事業主体が入り込んでいることから、わかる範囲で構いませんのでお答えください。

まず、熊本地震により農地の崩壊や陥没、また山腹崩壊に伴う農地への土砂流入等により、農作物の作付けができない農地、作付け不能水田の総面積ですね。また用排水路の損傷で用水を確保できず、水稻の作付けを断念し、大豆や飼料作物等に転作された圃場は何haほどあるか、お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、農地等災害復旧工事の進捗状況でございますけれども、作付けできなかった農地でございます。昨年でございますが、発災年でございますけれども、平成28年に約210haございまして、本年、29年につきましては約130haとなっております。内訳といたしまして、県営事業、14工区、17工区で行っておりますけれども、県営事業分といたしまして約70ha、市の施工分といたしまして約60haに上っております。

それから、2つ目のご質問でございます。用排水路の破損によりまして作付けできなかった農地でございますけれども、主に水を必要としない作物ということで、ソバ、それから大豆等の作付けが行われておりますけれども、面積といたしまして約20haでございます。箇所におきましては、小里地区でございます。基盤整備地区内におきましては、ほぼ多面的機能支払い交付金事業を活用いたしておりますので、仮設整備でございますとか、水路の目地塗りあたりを実施しておりますので、土地改良区のほうで実施をいたしております。その関係で、作付けについては水路の影響による作付けできない圃場については、ほぼなかったような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 市の災害復旧工事の面積が60haあるという答弁を受けましたが、こ

の昨年作付けできなかった農地や関連する排水路、農道等の復旧工事の発注状況ですね、それから進捗状況はどのようになっておるか、換地工区ごとに伺いたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 換地工区につきまして、阿蘇管内 18 の工区にまたがっております、旧町村ごとでまとめてご説明をさせていただきたいと思っております。旧一の宮町についてが 1 工区から 8 工区までということでございまして、現在 5 工区の方でございまして、古城地区の南側の圃場になりますけれども、ほぼ業者のほうと調整が付いておりますので、できるだけ早い段階で契約の発注をさせていただき準備を現在やっておりますのでございまして。旧一の宮町については 5 工区のみということでございまして。旧阿蘇町におきまして、非常に西部方面でございまして、赤水、それから狩尾方面でございまして、県営事業で先ほど申しましたとおり、14 工区、17 工区の約 70ha を県営事業で行っていただいております。それ以外の分がやはり広域農道、8m 農道を走っていただくとわかりますとおり、未来館の周辺でありますとか、カントリーエレベーター周辺、非常にまだまだ進んでいない状況でございまして、主に 17 工区が未発注の状態が続いているというところでございまして。それから、14 工区、それから 15 工区、16 工区の一部がまだ未発注の状態でございます。それから、それ以外の内牧地区でございまして、11 の 2 工区、それから 12 工区につきまして、現在、未発注の状況でございまして、地元業者、それからしがい業者と現在調整を図っておるようなところでございまして。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） 今の答弁で 14 工区、17 工区、狩尾地区ですね、活断層が入って被害が最も大きかった地域、また 17 工区、阿蘇西小学校周辺ですね、私も仕事の行き帰りにあそこを通るんですが、非常に心配しているところでございまして。やはり県営事業ということで、何ら田植えに差しつかえはないという工事の内容となるかと思っておりますが、やはり道路は凹凸が激しく、用排水路の整備も急ピッチで進んでいるわけではございますが、本当に来年の田植えに間に合うのかなという心配が非常にしているところでございまして。また、市の災害復旧工事 60ha あるうちの 12 工区、15 工区、16 工区の状況が、諸般の報告でもありましたように 70% が非常に災害復旧工事、発注率が 70% ということで非常に厳しい状況という報告を受けました。となると、平成 30 年度も大豆や飼料作物等の農作物が作付けできない圃場が出てくるのが予想されます。やはり 2 年連続して転作補助金の申請ができなくなると、農家にとっては非常に深刻な状況だろうと思っております。ひいては、農村地域の疲弊にもつながるんじゃないかなと危惧しているところでございまして。

そこで、農産物の作付け計画も来年の 1 月から計画されるわけではございますが、そこでやはり早め、早めに再生協議会、また農協、その他の団体と協議するというところで進めたいかがかと思っております。課長の見解をお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございまして。現在、平成 30 年、来春に水稻を

含めまして転作作物の作付けができるように全力で進めておるところでございますけれども、今後、冬季に入ってまいります。非常に気候的にも天候でございますとか、非常に影響される時期に入ってまいります。それから、マンパワーと申しましょうか、業者さんの人材不足、それから重機あたりの不足が続いておるような状況でございますので、議員おっしゃいましたとおり、来春の作付けに影響が出るということが現在懸念をしておるところでございます。おっしゃいましたとおり、地域農業再生協議会、それから各農業団体と来年開けには種籾等でございますとか、農業資材の発注が始まってまいります。非常に農家の方々にはご迷惑をお掛けいたしておりますけれども、復興基金で現在基本メニューでございますけれども、農地の自力復旧事業でございますとか、農業施設におきましては3分の2の事業もでございます。そういったものも更に告知を行いまして、ご利用いただきまして、1日でも早く営農が再開できるような部分の周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） ありがとうございます。やはり農家にとっては稲の作付け等、大変心配するところでございます。その点のことをお酌み取りいただき、指導方々よろしくお願いしておきます。

続きまして、早期の災害復旧工事完了に向けた入札のあり方ということで質問いたします。熊本地震の影響を受けた農地等災害復旧工事については、これまで何人もの議員さんが質問されましたが、今回は工事の入札についてお尋ねいたします。

まず、入札の不調が多いと聞きますが、入札の不調となれば当初の竣工時期が大幅に遅れ、30年度の作付けにも影響することから、被災市町村では同じ問題を抱える市町村もあるかと思えます。例えば、南阿蘇村とか、同じような災害が起きているのかなと思っているところでございます。

そこで、入札のあり方として、指名競争入札ありきではなくて、受注者の受注状況に応じて随意契約での発注ができないものか。また、被災市町村と連携した中で検討してみたいかがかと思いますが、その点、どうお考えでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、入札状況でございますけれども、これまででございますけれども、全体の査定件数でございますけれども381件でございます。箇所数で申し上げますと1,400箇所でございますけれども、これまで約98%近い工事を入札に諮っておりますけれども、先ほどもありましたとおり約70%に発注率が留まっているという状況でございます。本年の2月から復旧工事の発注をさせていただいておりますけれども、本年4月時点でかなりの不調、不発が発生したわけでございます。そういった状況も踏まえまして、災害復旧工事の分札でありますとか、中には農地の工事、施設の工事に分類をしたりでありますとか、業者さんが少しでも取りやすいような部分で設計の見直しあたりにも取り組んでまいりましたけれども、なかなか発注率が伸び悩んでいるような状況でございます。そこで、県の入札状況が芳しくない市町村を対象といたしまして、県の音頭によりまして、県内7箇所の地域振興局をくまなく回りまして、阿蘇市の復旧工事の内容でございますとか、発注のお願いを

させていただいております。今月1日に協力の意思を表されました県内の業者さんに現地説明会ということで工事箇所を現地でご説明させていただきまして、現在、発注準備を進めているところでございます。今後につきましても、少しでも工事の分札等を行いまして、発注ができるだけ速やかに行えるように設計の見直しでございますとか、地元の建設業協会さんにも協力依頼を更に強く要望活動をしてまいりたいと思います。

それから、他町村の状況でございますけれども、隣接します南阿蘇村でございますが、阿蘇市とは若干被災の状態が違います。申し上げますと、補助整備換地工区というのが南阿蘇村につきましては少のうございまして、非常に狭い農地が多く点在しているということで、多くがブロック積み、施設関係の復旧箇所が多いということで聞いております。今回、そういった共通する部分の協議も数回行っておりますけれども、今後復興資金の創意工夫枠の部分の活用も含めまして、近隣町村とのすりあわせを更に進めてまいりたいと思っております。

随意契約でございますけれども、本年4月から不調の状況が続いた関係で、本年6月後から随意契約の措置を行っております。これにつきましては、これまで2回の入札を行いまして、その後に随意契約ということで対応をさせていただきましたけれども、今回から1回の入札不調によりまして、その後については随意契約ということで取り組まさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 課長、詳細な説明、ありがとうございます。381件、1,700箇所という莫大な工事内容でございます。やはりこの入札が不調になるということは、このように大変大きな災害でもあって1,400箇所の発注があったということで不調になったのかなと思っております。

そこで、入札不調になった場合の、また再入札に至るまでの期間ですね、今年入札してそれが不調になった場合、来年の1月か2月にまた再入札があるわけですが、そうなるやはり農地作付け、水稻の作付けに至ることになりますと、やはり作付けが難しくなるような感じがします。そういった入札が不調になった場合の再入札までに至る期間は、わかればどのぐらいの期間で再入札に至るのかを説明方、よろしく願います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 入札不調に落ちいった後の再入札ということでございますけれども、通常約1箇月程度期間を要するところでございますけれども、できるだけ速やかに工事が発注できるように、現在は随意契約の既存の工事を受注されておる工事業者の付近に工事発注の部分につきましては、そういった業者さんに随意契約を行ったりとか、そういった措置を現在講じまして発注を進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） しつこいようでも回も入札の件でお尋ねしているわけですが、阿蘇市の災害復旧率が不調の30%が来年との再入札ということになれば、田植えに間に合うかなという心配もしているところでございます。入札の不調を防ぐためには、予定価格に応じた指名格付けの緩和、また入札参加をより広げる対応や、また熊日新聞にも掲載され

ておりましたように、1 社応札は落札率が高くなることや、また談合の温床にもつながるといっていますが、しかし不調で復旧が遅れることを考えるとやむを得ないという部分もあると掲載されておりました。この指名格付けの緩和、また 1 社応札などの点について、どう思っておられるか、お聞きいたします。規制の緩和ですね。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） お答えいたします。

この件につきましては、再度入札してもなかなか応札していただけない部分から、その辺の緩和を實際行っているところではございますが、それにつきましても事業箇所が多すぎるという点と、実際作業員がいらっしゃらないということで、随契までいっているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） 部長、いいです。ありがとうございました。

不調の原因は、先ほどおっしゃいましたように、人手不足、資材の高騰、また発注件数の多さ、また事業者の不足等が原因とはわかっております。

そこで、やはりこの災害復旧に係る時間が少し長くなるのかなと自分なりにも思っているところがございます。そこで、執行部の皆さんは 3 月の年度末、大変な時期に差し掛かってきますが、働き改革を参考にされ、業務に携わっていただきたいと思います。なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、この前の先の総務常任委員会でも話がありました。課によって仕事の量が異なると思いますが、非常に課長、審議委員級の中でも 80 時間、また課長補佐におかれましては 90 時間、100 時間という莫大な残業をされている方もおられます。非常にばらつきがあるようにこの表を見るとわかります。ストレスを溜めないように、このばらつきがないように皆さんと検討してこの難局を乗り越えていただきたいと思います。

続きまして、小里用水路の災害復旧工事についてお伺いいたします。小里用水を利用されている面積は何 ha ほどあるのか。またサイホン部分という名前が出てきます。このサイホン部分というのはどのような部分なのか、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

小里地区の、まずサイホンのほうからご説明をさせていただきたいと思います。サイホンと申しまして、黒川河川の地下部を横断している水路でございまして、箇所については今町橋の下部に横断している水路でございまして、こちらのほうが小里地区までの灌漑用水ということで、地下道を横断して、それから明許ということで小里まで灌漑しているような部分でございまして。ご質問にありましておおり、小里地区については、冒頭申し上げましたが、約 20ha の今回のサイホンの被災によりまして用水が滞っているということで、約 20ha が影響を受けているという状況です。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） 小里遊水を利用されている生産者の皆さんは、1 日も早い復旧を望



まれておりますが、未だ災害復旧工事に着手されていないように見受けられますが、このサイホン部分、今説明がありましたその部分と、用水路本体工事は難工事と聞いておりますが、工事の進捗状況をお聞かせ願います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） サイホンの復旧工事につきましては、来年3月末を目途に竣工予定ということで進めさせていただいているところでございます。サイホン以外の小里地区の農地までの用水の水路でございますけれども、現在4箇所の水路が被災を受けております。そのうち2件を現在発注済みでございますけれども、着工にはまだ至っておりません。この2本の用水については、サイホン同様3月末竣工予定ということで進めさせていただきます。残りの4本のうち2本につきましては、非常に地盤が沈下している部分にある用水でございます。非常に宅地の部分と隣接しております。そういった中で、水路を先行して復旧するとなると非常に他の工事に対して支障が出てまいります。そういったところで、この2本の水路につきましては、どうしても仮設という部分で対応せざるを得ないような状況でございます。こちらについては、地元の用水組合と現在協議を行っておりまして、費用負担も含めまして現在協議を行っているところでございます。この仮設を行うことによりまして、来春の営農には間に合うのではないかとということで現在地元の組合と協議をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） サイホンの竣工が3月をもってということで安心しているところでございます。また30年度の作付けができるということでございます。小里用水の農家の方は大変喜ばしく思っているのかなと思っております。やはり農家の人の話を伺ったところ、今年は飼料作物や大豆、ソバを植えたが、ソバについては湿田と雨が多かったため皆無になったような状況だったそうです。大豆は、やはり連作障害が出て、次年度は減収が激しく落ち込むということで、やはり1日でも早い水田に戻してもらいたいということで相談を伺ったわけでございます。参考のため、おつなぎしておきます。

以上で、小里用水の災害復旧工事については、質問を終わらせていただきます。

続きまして、小倉手野遊水池の工事進捗状況について、これも県の事業ですのでわかる程度で構いませんのでお答えください。平成24年7月12日の九州北部豪雨災害を受け、人命を守ることを最優先に概ね5年間で家屋の浸水被害の解消と農地の浸水被害をできるだけ軽減するため、黒川河川激甚災害対策特別緊急事業より、2箇所の遊水池を実施するとあります。事業期間が平成24年から29年度、約5年とあります。工事の進捗状況、稲作の作付け可能な二次湛水地の面積はどのぐらいあるか、お答えいただきます。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） お答えいたします。

小倉手野の遊水池につきましては、議員が言われましたように平成24年の九州北部豪雨災害を受けまして、黒川激特事業により概ね5年間で行われている事業でございます。作付け可能であります地役権方式によります二次湛水地につきましては、小倉遊水池で65ha、手野

遊水池で 40ha ということになっております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） この二次湛水地の所有権は県になると思いますが、この利活用の検討の中で水稻などを作付ける場合、上物についての契約内容はどのようになっているのか。小作料とかは発生するのか。また、小倉遊水池は平成 29 年度作物の作付けが行われたと聞きますが、手野の遊水池は平成 30 年度作付けは可能か。この 2 点、お伺いします。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） この二次湛水地についてご説明申し上げますが、議員が言われました所有権につきましては、各個人でございます。買収をしているわけではございませんで、この地役権というのが少々難しい話なんですけど、民法第 280 条に規定されておりまして、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利ということです。簡単に言いますと県が河川区域という目的のために、所有権ではなく地役権という権利を登記上設定いたしまして、初期湛水地に溜まりました水か、それがいっぱいになったらあふれるための河川区域という設定をしてあるということでございます。耕作については、特に制限はございませんので、小倉遊水池、手野遊水池、ともに現在作付けも行っております。一部工事に関係があるところにつきましては借地などしておりますが、基本は耕作に影響がないということでございます。ただ、一つ制限がありまして、河川断面が減少する行為、いわゆる盛り土ですとか、建築行為とか、そういう部分には制限がございますが、通常の作付けについては普通の農地と何ら変わらないということで、手野遊水池についても現在作付けが行われており、平成 30 年以降もそのまま作付けできるという状況です。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 私ももう少し勉強して質問をすればよかったですけど、私は遊水池の本体工事が立派にできて、それからの二次湛水地への作付けが可能になると思ったものですからこの質問を提案したわけでございます。部長、ありがとうございました。

そこで、何でこんな質問をしたかといいますと、やはり作付け可能な二次湛水地が約 105ha ほどあるということで、ここに稲作を作付けた場合、10a 当たり 8 割で換算しますと、約 1 億 2,000 万円程度の農家の収益になるということで、私は作付けされていない現状ということで考えたもんだけん、こういった 1 億 2,000 万円の農家の収入になるならば、早め早めの作付けが可能になるためには、もう少し指導していただきたいということを思って提案したわけでございます。

それでは、続きまして阿蘇山観光の今後の方向性ということで質問させていただきます。来年 3 月に予定されている火口見学可能なエリア、現在国においては環境省や気象庁、また阿蘇市では総務課、観光課において、将来 3 月からの火口見学再開に向けた災害復旧工事が進んでいますが、具体的に 3 月に開放される見学エリアと次年度以降の復旧計画についてお尋ねいたします。

まず、3 月から見学が可能になるエリアは、具体的にはどのような場所なのか、お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 質問にお答えいたします。

見学は、3月の上旬を予定しておりますけれども、見学エリアは遊歩道の一部を除きまして、これまで同様であります。火口をのぞき込むことができます火口広場エリア、360度の眺望が楽しめます展望所エリア、砂千里エリアであります。遊歩道なんですけれども1箇所、火口広場の先のほうから砂千里のほうに向けた250mほどの用土があります。そちらが環境省が3月からもう少しかかるのではないかとということでございまして、ただ状況がわかり次第、できるだけ間に合わせないということですので、またわかり次第ご報告させていただきます。

その後、次年度、平成30年度の工事につきましては、阿蘇市は退避壕の解体を予定しております。あと、舗装の全面舗装については、駅舎跡の工事等が終わった後に、最終年度にやろうと思っております。阿蘇市のほうはですね。環境省は、火の国橋の本復旧に平成30年度入られます。それと、退避壕の再整備といったものが予定されております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 火口見学の中で、最優先に考えるのが安全面でございます。国が行う事業の中で退避壕の新設ということがありますが、最終的に何年度ぐらい退避壕ができるのか。また、工事主体が阿蘇市の避難壕の応急補修などが組み込まれていると思っております。来年度、何月までぐらいに完了が可能なのか、お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 退避壕につきましては、今7基あります。D展望所以外の火口広場には6基ございまして、その6基について環境省が実際これは旧阿蘇町の持ち物であります。今、阿蘇市の持ち物なんですけれども、それは老朽化に伴う再整備に取り組むということで大変ありがたいことになっております。ただ、解体は阿蘇市の持ち物なので阿蘇市で行ってくださいということで、環境省さんの整備もこれからが設計ということで、今のところ監視所も見ていただけるということでございまして、新設をですね。その整備については、これから2、3年、平成32年度まで掛けてやるということで、具体的な、何基、何年にするというのはまだいただいております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 課長、わかりました。やはり火口見学の再開が着々と準備が進んでいると思っております。いろいろな復旧工事が進む中で非常に危険な場所での作業ですので、安全面での指導の強化をよろしく願いしておきます。

時間もございませんので、次に行きます。火口見学再開後の訪日外国人、インバウンド対応について質問いたします。政府が平成28年度3月に策定した明日の日本を支える観光ビジョンにおきまして、訪日外国人旅行者数を2020年度までにこれまでの2倍となる4,000万人という目標を掲げたとあります。まだ阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム2020年においては、インバウンド数を68万人から140万人の数値を目標設定したとあります。そこで、阿蘇山上の熊本地震発生後の訪日外国人の入り込み状況ですね、草千里

などの有料駐車場などで把握ができると思いますが、わかるならば外国人の要り込みの把握ができていれば、現在のですね。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 外国人の今現在の状況でございます。平成 26 年の 8 月前は 110 万人が上っております。今現在は、団体がまだ 20%しか戻っておりませんので、数はちょっと把握しておりませんが、今のところ、ただ個人は 80%ぐらいに戻っております。ただそのうちの外国人においては、韓国人のレンタカーがかなり増えてはいますが、外国人か国内かというのは、マイカーについてはちょっと調べておりません。団体についても、今のところまだクルーズ船、あちらのほうは頻繁に来ている状況ではございません。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 平成 26 年の 8 月までに 110 万人の外国人の方が観光に訪れられたということでございます。これから、やはり国道 57 号の現道復旧、また北側バイパスなどの開通があれば、またその人数に戻ってくると思います。そこで、訪日外国人の山上へのアクセスについて伺いたします。昨年 4 月の熊本地震以降、阿蘇地域への 2 次交通が規制される中で、阿蘇山駅への定期路線バスが 7 便から 3 便に減ったと聞きましたが、国内のお客様、または訪日外国人、インバウンドの影響も懸念されますが、旅館組合や関係業者間の意見も踏まえて現状を伺いたしたいと思います、ご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） すみません、先ほどの回答の中で一部訂正をいただきたいと思っております。私、110 万人規制前来ていたということですが、それは全体でございます、そのうちの 7 割強が外国人でございます。

今の 2 次アクセスの問題です。おっしゃいますとおり、今 3 便しかないということが大きな課題になっております。これについては、本当に一番大事なことは、熊本と大分を繋ぐやまびこ号と九州横断バス、これと連結することが非常に大事でございます。それなのに 3 便しかないということで、あそこにインフォメーションがございますけれども、あそこもいつも苦情を受け付けているし、熊本駅のインフォメーションについてもそのことが一番今説明のときも困っていると。何で 3 便しかないんですかということで、外国人の方から相当質問が熊本駅のほうにたくさんあっております。そういうことで、産交には何度も要望しておりますし、要望書も提出しております。産交さんの回答といたしましては、3 月に向けていくらかの増便はするというところでございますけれども、また今後も要望を続けていきたいと思っております。

それと、タクシーもあいのりタクシーなどができないかということで進めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 時間もそろそろ来たようでございます。あと 1 点質問したかったわけですが、次回に回させていただきます。また、今日答弁していただきました関係課の皆さん、ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 6番、菅敏徳君の一般質問が終わりました。

続きまして、19番議員、井手明廣君の一般質問を許します。

井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番、井手明廣でございます。3点ほど通告に従って質問をさせていただきます。

1点目は、荒廃農地の取り扱いについてと、市はどのように対応を行うのかということでご質問をさせていただきます。非常に今、高齢化によりましてそれぞれ圃場整備以外の地区は、かなり荒れ果ててまいりました。全国的にも、やはり10月の農業新聞でも大きく取りざたされております。では、農業委員会事務局長にお尋ねをいたします。荒廃農地というのはどういう農地を言うのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えいたします。

まず、荒廃農地ですが、今農業委員会のほうで8月にパトロールに回っております。その時点で、前年度から耕作がされていないところを農業委員会の皆さんと回って、それを集計して耕作放棄地ということで今集計をしております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 大体そういうことだろうと思っておりますけれども、耕作放棄地といえば、やはり私は1年ぐらいの放棄はそう言わないのではないかと考えております。これは3年、4年長くすれば耕作放棄地になると。1年ぐらいはそう耕作放棄地ではないと思っておりますが、その辺はいかがですか。年数はありますか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 何年という規定はございません。農業委員が地区ことは全部ご存知なので、その中で耕作がされてないといったときに集計の中に上がってまいります。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今、言われたとおりかもしれませんが、1年ぐらい放棄したぐらいでは、そう土地も荒れないと。冬作、夏作という段階がありまして、夏つくるところは冬つくらないと。冬牧草なんかを植えれば、夏はちょっと荒らしておくという形で、私は耕作放棄地というのは、やはり3年ぐらいせんと放棄地にはならんとじゃないかと考えておりますが、それはそれでいいとして、今先ほど局長から言われましたように、現地確認をされたら、8月か、大体私は9月と聞いております、9月の月末と聞いておりますが、巡回された、現地確認をされたということでございますけれども、農業委員さんと農地流動化推進委員さんという方とそれぞれの地区を、自分の担当地区を回ったということでございますけれども、大体集積した面積はどれぐらいありましたか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 今年、平成29年で回ったところを地区別に一応申さ

せてください。一の宮地区で8.4ha、阿蘇地区で7.5ha、波野地区で1.6ha、合計しまして17.5haを確認しております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） わかりました。これはもうちょっと例外でございますけれども、9月の議会である議員さんが尋ねられました。そのときに一の宮は5.3haと、局長の答弁ではですね、阿蘇町で9.4ha、波野で1.6haということではありますが、大体阿蘇町と波野は少し減ったかなと。一の宮がいみっておると、そういうことになっておる。5.3haから8.4haと3haがいみっておりますが、その辺の何か原因といいますか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 確かに3haほど一の宮地区が増えている原因は、お一人で、担い手で非常に耕作をされていた方、その方が一昨年前の稲刈りまではされて、稲刈りのあと、そのままになって、今年、私たちが見に行ったんですが、稲作がもう二度目が出て、そのままの状態になっている状態ですね。その方が、一応一人で3町つくっておられて、それが全部一の宮地区のその3ha分が丸々耕作放棄地として今回出したものですから、そういう数字が上がりました。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） はい、わかりました。私も何箇所か見て回りましたが、やはり今年、稲が倒伏して収穫不能ということで、そのままの田んぼがかなりありました。そういうところもやはり耕作放棄地といいますか、荒廃農地といったような格好で取り上げられたということだろうと思います。

そこで、私は今からが一番大事だと思いますけれども、大体年に何回ぐらいこの確認をいて回っておられますか。そこをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 農業委員会のパトロールは、全国的に大体8月にパトロール回って、それから12月から1月の間に意向調査というのを行います。全体的にはそのスケジュールが決まっているんですが、阿蘇市農業委員会では、今年から3月にももう一度回ろうと。その回る理由は一応アンケートを採って、皆さんがまだ耕作を自分でやりますと言われたところも、一応その確認にもう一遍回ってみようということで、今年から2回回ろうと予定しているところです。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） よいことだろうと思っております。

そこで3月、来年からですかね、3月と8月の年2回ということで回られるということで結構なことだろうと思っておりますけれども、問題はそこでどういう指導をされるのか、放棄地、荒廃農地をつくられている農家に農業委員さんたちはどういう指導をされていくのか。そこが私は一番大切だと思います。例えば、小作に出されんですかとか、売ったり売買していただけないでしょうかということで、そういう農地最適化推進委員の方もおられますので、そ

ういう指導がなされるのか、どういう指導をされているのか。このまま放たっておけば、ただ見て回ったばかりでそのままでは先には進まないと思います。少しでも減らさにやいかんと思います。どういう指導をされているか、お尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 12月、1月にそれぞれのアンケートを採ります。その後、まず県の補助事業等をできるだけ周知して、1反当たり3万円とか、自分の土地であれば2万円とか、そういう補助事業をできるだけ推進してみて、まず補助に乗れないかどうか。それとか、本人さんのアンケート、意向調査を採っていますから、その中で所有者の方に連絡をして利用権設定、つまり小作に出しませんかということそれぞれのところと連絡を取りたいと思っております。できれば、もう直接お会いするぐらい、農業委員にもちょっとお願いして、直接今後何とか耕作を続けてもらうような、そういうお話をさせていただくと考えております。そういうことを指導したいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） そういう指導が私は一番大切と思っております。非常に高齢化になっておりますので、当然やはり今からは荒廃農地、耕作放棄地等々が出てくると思っております。非常に昔から大事にした農業が一番やっぱり基本でありましたので、その辺は農地を維持していくためには、高齢化でなかなかできないところは、やはり小作契約をしていたり、また年に1、2回田畑をすいたりして私は維持をしていただきたいと思っております。

そこで、田んぼの場合はそうはないと思いますけれども、上のほうの畑とか、民間に非常に近いわけですね、荒れたところが。やっぱり1、2年ほたっておけばかなり草とかいろいろ生えまして、それが今ごろから先には火災の原因になると思っております。よって、民間の方々是非常に不安ではないかと思っております。個人的には切ってくださいとかどうのこうのは言えませんので、そこら辺も農業委員さんが小作に出さんなら、また売買もできんなら、年に1、2回草を切るなり、耕作をしたり、そういうことも指導につながっていくのではないかと思っております。今からはやはり火災等々が出てきはせんかと思っておりますので、そういうことはめったにありませんけれども。それともう1点は、野生の鳥獣の被害が非常に多くなっておりますので、そういうところにイノシシ等々が巣をつくったり、生活をしたりすれば、隣接には被害が出てきますので、ぜひそういう指導もひとつお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 畑等、民家の近くになりますと農振のほうで、農政課でも同じような事業もごございます。ただ、今おっしゃられたことで、農業委員さんなり、また推進委員さんなり、またうちのほうでそのようなことは申し伝えておきます。鳥獣問題ですね、それもまたうちのほうで、どこまでできるかわかりませんが、農業委員会も取り組むようにお伝えをまずしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） そういうことでありますので、ぜひ農業委員さんもいろいろ仕事が

大変だろうと思いますけれども、委員会の役割として頑張っていたきたい。

それと、この放棄地に対する農業委員会の指導をされますね。聞かない場合、罰則はないとですか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 違反転用をした場合は、最終的に農業委員会からは勧告というものがございます。勧告に出した後、一応今度は熊本県のほうにそういう報告をします。熊本県は、最終的に現地をそのまま、原状回復命令とか、そういう撤去をされて、最後に県は行政代執行まで持っていくことができます。そのあたりをもって、今のところ1件だけ県に勧告を報告したものがございますが、今、県のほうはそういうところの現地調査をやっているということでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今のは無断転用という形の中での答弁だったと思います。私は、荒廃農地を何年もして、農家も何もしなかった場合に何か罰則がありますかということでお尋ねしたわけですが、恐らくそれはないと思っております。しかし、やっぱり今からは厳しく指導をしていただきたいと思っております。

それから、最後に、9月の補正で耕作放棄地の緊急対策で73万3,000円されておりました。反当たり3万円でございますけれども、これはトータルで160万円ぐらいなっております。この間は補正でまた73万円になっておりますが、反当たり3万円ということになっておりますけれども、これはもうほとんど市として立派にされた方に3万円やるということだろうと思っておりますが、そういうこともかなり農家はされておりますか。どれぐらいこの金額を使われておりますか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 耕作放棄地解消事業補助金といわれるもので、おっしゃられたように1反当たり3万円。土地が自分の場合は2万円ということで県の単独事業をやっております。補助金の活用具合なんですが、今年は、先ほど言われた9月に3人で73万3,000円です。昨年が補助申請が4名で92万1,000円でございます。大体3人か4人ぐらいのことで、これは1年間に3回ほど県が募集をして、そのとき応募された方たちに対する補助で、全額市を経由して本人に補助を出すということになっております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） どうもありがとうございました。

では、2番目の質問に入ります。内牧坂梨線ということで、主に手野から坂梨方面に向かったの改良工事でございますけれども、これに対して質問をさせていただきますが、何回となく建設課には質問をしております。6月の一般質問でさせていただきました。そのときから大分進行しております、大変ありがたく思っております。一部発注されて、工事も始まっておりますが、建設課にお尋ねいたしますけれども、今、2の1の工事が発注されております。それから、3の1ですかね、これが発注されております。徐々に前向きに進んでいくと思っておりますけれども、今後の見通し、手野の2の2については、かなり難航しておる



と聞いておりますし、3の2については、もうかなり進んでおるということを聞いておりますし、北坂梨においては、まだ3分の1ぐらい用地交渉ができてないと6月の時点では聞いておりますが、その後の進捗状況はいかがになったでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 内牧坂梨線の進捗状況についてということで答弁させていただきます。当事業も県の工事でございます。県に確認した結果をご報告いたします。議員言われたとおり、大きく手野工区、三野工区、北坂梨工区と滝室坂道路の関連のエリアがございます。

まず、手野工区につきましては、本年9月に一の宮温泉センターの北側の工事が発注されておりまして、現在工事中でございます。今後、また用地買収が完了した区間について随時発注していくとお聞きしております。

次に、三野工区については、ほぼ用地買収が完了しており、熊本地震の復旧工事の影響で入札不調等もございましたが、古閑川の今管渠工事がちょうど川のところで行われており、あの辺から3の1、3の2と分かれているところでございます。今後も工事発注を進めて、平成30年度の完了を目指すということでございます。

次に、北坂梨工区につきましては、平成29年度より買収を進めており、今もなお用地買収を促進しております。平成27年度中に一部工事を発注するとお聞きしております。

最後に、

滝室坂道路関連でございます。本年11月から12月にかけて用地買収を進めており、用地買収のための協会立ち会いが進められております。今後、引き続き用地買収に着手していくという計画になっております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 大変わかりやすく答えていただきました。この道路は、以前から一の宮の念願でありました。ようやく少しずつ動いてきたかなと思っております。できることから、今、課長が言われましたように3の2も平成30年には完了と。また、北坂梨工区においても、一部平成27年度に発注をするということで、大変私も安心をいたしました。6月の議会でも言いましたように、やはり避難道路として一番重要な道路であります。もう皆さん知っておられるとおり、非常に道路が狭くてなかなか車の離合もできないという道路でございます。一部は広がっておりますけれども、やはり地区の方々はその道路が早くできればという念願をみんな持っておられますので、私も何回も質問してきましたが、明かりの見える、何年までに全線開通かわかりませんが、ぜひひとつ一日も早く全線開通を願っております。

それと同時に、先ほど言われましたように、やはり滝室トンネルとのつながり、非常に交通の便もよくなるということでございますので、ひとつ課長、よろしく最後までお願いしておきます。課長もまた異動されるかわかりませんが、何年かかるかわかりませんが、できるだけひとつ、これは県の事業でありますので、県と協力しながら前向きに早く終わることを期待しております。何か一言あれば。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） いよいよ進んでまいりましたので、1日でも早く完成するように一緒にやっていきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） どうもありがとうございました。

続きまして、同じ建設課のほうに質問をいたします。市道池田赤溝線について質問をさせていただきます。これも、私も念願でありますし、早くあの900mが全線開通すればありがたいなと思っております。これもやはり市民の皆様方が、真ん中だけが残っておるがどうなるのかと、私、やはり関係者からいつも聞かれます。あと2、3年すればできるばいたという答えを出しておりますけれども、先日も課長に、また部長にもちょっとお願いをしてどうなっていますかということをお聞きしたけれども、大体中身はわかっておりますけれども、やはり市民に知らせるためにはこういう場を通じないと市民にわからないわけです。ただ、1人、2人にこうなりますよ、こうなりますよではわかりませんので、やはりこの議会の議員の特権といいますか、議員が質問して、それを皆さんに知っていただくということでございます。私は、もう1点だけですが、上下300mできております。真ん中あと300mでございますけれども、その300mでいろいろ問題はあろうと思えます。だから、できるところだけ300m、問題があるところだけ少し残してでも早く開通すればいいなと思っておりますが、答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員ご存知のとおりでございます。一気にやったほうが何回も交通規制をしないでいいというところで用地交渉を進めていたわけでございますが、了解はいただいております。買収が終わったところもありますので、そこを先行してやっていき、平成30年度中を目標に完成させたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） そういうことでございますので、先ほどの問題と同じで、1日も早く市民の皆様方が交通弁がよくなった、お陰で通りやすくなったと言われるような道路にしていきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 19番議員、井手明廣君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。なお、2時20分から再開いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から休憩前に引き続き、議会を開きます。

2番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番議員、竹原祐一、日本共産党です。本日最後の一般質問になりましたが、よろしくお願いを申し上げます。

まず、発言通告要旨によって、順番に進めていきたいと思いますので、まずは子どもの貧困化調査について、6月の議会で私も言いましたが、これは阿蘇市の場合は熊本県が地震により被災をしたということで、全国に比べ1年遅れて子どもの貧困化調査を行ったと、そういうふうには質問いたしました、それがちょうど7月の時期でしたので、もうそろそろ子どもの貧困化調査に対しての調査報告が出ているころだと思っておりますので、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、お答えします。

子ども貧困調査につきましては、県のほうでご存知のとおり子ども貧困に関する社会的な注目、関心が高まり続けている中で、効果的な対策を進めるために貧困状態と言われる子どもの現状を把握するということがされました。結論から言いますと、報道関係で発表があったと思いますが、11月6日付けでただ今のところ調査に対する速報という形で県から出されました。その書類については、阿蘇市も受け取っております。その速報の内容は、アンケートの実施状況、あるいは収集結果等に収まっており、年度末を目安に世帯の経済状況と子どもの健康や生活状況等を重ねた分析をこれから行い、市町村ごとの実態や傾向等について整理する予定でありますということでございますので、今のところ速報という形でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 調査内容について、細部にわたって報告がまだなされていないという状況の中で、今回の質問、申し訳ないんですけど調査内容、そして3番目の子ども食堂の助成についてという問題については、今回は調査内容が精査に発表された時点で、また再度質問をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

そして、次の問題に入りますが、いよいよ来年、新しい新入生、入学の時期が始まります。私もこの就学援助金制度については、議会の中でも何回も言いました。制度の中身の拡充、そして制度自体を入学をする場合には早めに実施を行ってほしいと。実際、熊本県内多くの自治体がこの早期の入学の祝い金、そして支度金を支払っている状況が今現在多くの自治体で生まれてきています。実際、この就学援助金制度というのは、学校教育法に基づき、家計が苦しい小学生、中学生に学用品、修学旅行費、そして給食費などの費用を支給する制度です。子どもの貧困が大きな社会問題になる中で、子どもの教育を支える大きな役割を果たしている制度です。

お伺いをいたします。来年に向けて、新入生の学用品、結局就学援助金制度の早送りをを行うかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

就学援助とは、議員ご承知のとおり、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、保護者の負担軽減を図るために取り組みを行っているところであります。新入学に対する就学支援の取り組みにつきましては、新入学生に新入学学用品等の入学前の支給ということで前回の質問の中でも議員から報告がありました。県内では、平成 27 年度から天草市、それから平成 28 年度から熊本市が取り組まれているところでありますが、阿蘇市につきましては現在検討を行っているところでございます。入学前の支給につきまして、手続き等で今考えているのが、例年は阿蘇市内の小学校に入学、あるいは進級していただいて、4 月以降に申請手続きをしていただいております。それから、教育委員会で審査をいたしまして、6 月ないし 7 月までには支給をするという形でございますが、事前の入学前にこの新入学のための学用品を支給するためには、1 年生の入学予定の対象児童生徒につきましては、保護者の方々に他の市町村の例を見ますと、前年の 12 月から 1 月ごろまでに、その分だけを申請していただく。そして、またその申請につきましては、当該年度の所得証明ができませんので、前々年度の所得証明を付けて、その新入学分の学用品を申請していただきまして、4 月以降に再度入学後に必要になります就学支援の費用をまた申請をしていただくということで、2 回申請をしていただく、また所得証明についても前々年度分と、それから前年度分と、またこれも 2 回の手続きをしていただかなくてはならないということがございます。そのため、マイナンバー制度が導入されましたので、保護者の負担軽減を図るためにマイナンバーを記載していただくことで所得証明書の添付を簡略化できるように、今年度中に取り組んでいきたいということで計画をしているところでございます。このシステムが 4 月以降に稼働することになりますと、来年度の在籍する児童生徒分から簡略化ができますし、新入学予定分につきましては来年度予算措置等ができれば 31 年度の入学予定者から対応が可能になってくるかとは思いますが、まだ様々な課題がございます。要綱の改正も必要でありますし、入学前に予算も承認をいただく必要がありますし、阿蘇市外で入学をするということになりますと、阿蘇市民ではなくなりますので入学支度金は返還いただくこととなります。4 月以降の住所地の市町村で、再度申請をしていただくということも必要になってきますので、諸課題を整理しながら、今後も検討を進めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 今、課長から検討をしていくということでご回答がありましたが、ぜひともこの就学援助金の入学前の前倒しですね、これをぜひとも早期に実現をお願いしたいと思います。しかし、この就学援助金を前倒しにしていくためには、マイナンバーが大きな問題になります。実際、マイナンバー自身、マイナンバーカードなどありますが、実際に今、マイナンバーカードは 500 万枚程度の普及しかないと。そして、実際、身分証明書の代わりにしかならない制度です。そして、また以前にもありましたが、大きなリスクを背負っていると。民間がこのマイナンバーカードをつくっている状態の中で、やっぱり秘密漏洩をしていくという大きな問題がありますので、このマイナンバーを使っていく中で、やはり自治体としても最善の注意を払って行っていただきたいと思いますと考えております。

それでは、とにかく、平成 32 年度に向かって、早期の就学援助金の前倒しをよろしくお願

い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

2 番目の質問なんですけれども、今、仮設住宅、実際入居されていますが、仮設住宅の入居の基準ですね、例えば1DKは何人以内、それから3DKは何人以内と。その基準を先にお知らせ願えませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えいたします。

1DKでございますけれども1人から2人、2DKにつきましては2人から4人、3Kについては4人から6人という県のほうの目安になっております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） これ、2DKの場合は2人から4人という形ですけども、これは子どもも含めての状態でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 目安としましては、成人の方の人数ということで、子どもさんあたりはまた緩和ということになりますので、今3Kが6人ということでございますが、7人、8人いても小さいお子様がいらっしゃったときは3Kで調整をさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） この応急仮設住宅の問題ですけど、実際、私も訪問をしたら非常に劣悪な状態でした。この応急仮設住宅は、単身用で約6坪タイプ、それから2人から4人、この小家族用で9坪、それ以上の家族の場合は12坪という、3つのタイプがあります。実際、県内に設置されているのはこのタイプです。6坪タイプ、1人から2人、これは畳で言えば12畳分です。その中にトイレ、そして風呂、洗面所のスペース、そして台所ということであれば、残りの寝る寝室、結局4畳半から6畳弱、そういうスペースです。私は思うんですが、これ震災が起こったときに被災をされた市民の方、早くどこか安心して暮らせる場所に移りたい、そういう気持ちの中で、また県も市も早急にこの仮設住宅を建てたと思います。最初の時点では多少狭くても我慢ができる、そういう状態だと思います。ところが、暮らしていくうちに、やはり狭くて困るというのは当然だと思います。そして、その中の問題として、一旦入居すれば転居ができない、そして広い部屋に移れないという問題です。私は、希望があれば、空いている部屋があれば転居ができる、そういう制度、これは当然だと思います。そして、1年半近く仮設住宅に住んでおれば、家族の中に病人、病気にかかった家族がおり寝たきりになる場合もあります。その場合、4畳半の狭い、今までは2人で布団をめぐらして敷いて寝ていた状態の中に、今度は病人、病人には広いスペースが要ります。となると、あとはリビングで寝るか、そういう形のところもあります。私は、せつかく震災で助かった命、その後も辛い思いをさせてはならない、そのように思います。行政の対応として、この引っ越しの問題ですね、移転の問題、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 応急仮設住宅でございますけれども、定義としましては災害救助法で都道府県が災害により住家を滅した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保でき

ないものに対しまして簡易な住宅を仮設し、一時的な住居として提供するものという前提で建てられております。おっしゃるとおり、狭小な住居で長期に住むには非常に狭い生活環境だと思っております。ただ今おっしゃった中に、例えば入居後、病気等で状態が悪くなったりとか、段差が支障となって、一部屋では入居が困難な場合などにつきましては、賃貸型のみなし仮設や、一般の公営住宅等も含めまして住み替え等の調整を行っております。ケースバイケースでいろいろあるかと思えますけれども、ご相談いただきましたら、なるだけそういうお困りの方の調整はさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） みなし仮設住宅などの転居は可能だということで、私も安心をしました。やはり助かった命、これは自治体が守っていくのは当然だと思いますし、そういう生活環境の中で、劣悪な生活環境、やっぱり和らげるためにもそういうに要望があれば市としても対応をよろしく願い申し上げまして、次の問題に移りたいと思います。

今回、この議会の中で狩尾地区から出されました、これは宅地の改良、この事業は今回出されました災害復興基金、この利用はできないのでしょうか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） お疲れさまです。ただ今のご質問にお答えをいたします。

今般、創意工夫分として熊本県から県内の被災した30の市町村に総額100億円の復興基金が配分されているところでございます。このうち阿蘇市については4億4,300万円の配分を受けているところでございますが、今回陳情で上がったものは、事業的には熊本県が既に行っております統一ルール分、この中で大体が対応できる分だと考えます。ですので、今回、創意工夫分として配分されたのは、被災した市町村の実状に応じた被災者支援を行うということで市町村に裁量を持たせる、そういったもので配分されたものでございますが、原則、3つの共通したルールがございます。1つ目は国庫補助等の既存制度があるものには充当しない。これは現行補助制度における市町村の財政負担の軽減には充当しないということです。2つ目は、今申しました県統一ルール分で行っている市町村事業の補助の嵩上げには充当しない。3つ目に、補助率は原則2分の1以内。例外として負担が大きいものや公共性が高いものは補助率3分の2以内を基本とするということが共通ルールで定められております。ですので、今申したものは、いわゆる既存のルールの補助の嵩上げという形になりますので、そもそも創意工夫分での事業には該当しないということになります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであれば、ある程度はこれ県のそういう復旧事業の事業対象になりますけれども、その時点での補助金の割合ですね、それはおいくらぐらいになるんでしょうか。何%というか、何分の1という形、2分の1ですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 事業ごとに、例えば補助する上限の範囲というのは決めることになるかと思えますけれども、補助率、補助の体系として、制度の基本が、補助率が2分の

1 以内、例外として負担が大きいものとか公共性が高いものは 3 分の 1 以内を基本とするということでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） ちょっとわかりにくいんですけど、例えばこの復興基金の交付金の中の被災宅地の復旧支援ということで上がっていますけれども、それは利用できるんですね。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） その事業に該当するかについては、内容をちょっと精査しなければなりません、いわゆるそのこの統一ルール分に該当するのであれば、当然統一ルール分のできるものだと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） これは、早急に事情を確認していただいて、復興基金で乗るのであれば事業を進めていっていただきたいと思うし、もしこれが事業に乗らないと、そういう場合においては、やはり住民の立場に立って、復興をしていくという立場に立って、何らかの方策をお願いしたいと思ひまして、この質問は終わります。

次の畜産クラスター事業についてということですが、この問題は非常に多くの問題を含んでいると思います。今週の火曜日、12 日に大規模牛舎建設の移転を求める会から、1 つとして、大規模な牛舎建設は住宅から離れた場所に建設をすること。2 つ目に、大規模牛舎建設は市民の生活環境を十分に配慮して建設をすること、この 2 つの要望書の署名、約 7,500 人分の署名が提出をされました。そして、市から、関係機関に行政として市民の皆さんの思いを伝えたい、また審議会の中で審査を進めたいとの回答がありました。このクラスター事業、順番にちょっと整理をしていきたいと思ひます。まず最初に、市議会の中で今回の 12 月定例議会の全員協議会の中で出されました資料の中に、市が 11 月 20 日に協議会に依頼を行ったという内容ですね。1 つは、建設予定地の確認の参加の有、2 つ目が、建設予定地が変更になっていたのはなぜか、その回答の期日が 11 月 30 日という形になっていたと思ひますので回答は来ていると思ひますので、その内容をお知らせ願えませんか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

12 月 1 日の議会全員協議会におきまして、これまでの経緯につきましてご説明をさせていただきますところでございます。議員おっしゃいますように 11 月 20 日付けをもちましてクラスター協議会事務局であります J A のクラスター協議会会長あてに今回の大規模牛舎建設に係ります確認事項ということで文書にて通知を行っております。回答期限といたしまして 11 月 30 日を期限ということでさせていただいておりますけれども、12 月 11 日付けをもちまして回答が来ております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） その 12 月 11 日付けで回答が来たということであれば、その回答の内訳をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、今回の確認事項でございますけれども、2点に対しまして行っております。

まず1点目でございます。平成29年2月15日の現地確認でございますが、一の宮グラウンド北側で行われております。これにつきましては、クラスター協議会事務局、それから県振興局、それから各事業体で行われておりますけれども、この現地確認において、建設予定地になっております構成市町村でございますけれども、阿蘇市でございますが、現場確認に参加しなくてよいのかということがまず1点でございます。それに対しましての回答につきましては、本事業の事務手続きに関しましては、事業の性質上、阿蘇地域振興局、農業普及振興課の指導を受け、当初からクラスター計画等の作成を行ったと。平成29年2月15日の事業実施予定地巡回は、1市1町1村の巡回を、これにつきましては阿蘇市、高森町、産山村でございます、1市1町1村の巡回を協議会事務局3名、地域振興局1名で行っており、振興局の市町村参加の指導はなかった次第であるという回答をいただいております。

それから、2点目の確認事項でございますが、先ほどの1の現場確認を行っているにも関わらず、平成29年2月28日の事業実施計画承認申請でございますけれども、こちらも時系列でご説明しましたけれども、2月28日では建設予定地が別の場所になっていたのはなぜかということでございまして、こちらも全員協議会のほうで、別な場所が2月28日の計画承認申請の段階では位置図が添付されておったというご説明をさせていただきました。これについて確認事項ということで出しておりますが、読み上げますと本事業の事業者に関するヒアリングを県庁畜産課で行った時点では、熊本県阿蘇市と記載しており、確定した建設地の記載事項がなく、阿蘇高原ファームの位置図を添付した。その後、2月15日の事業実施予定地巡回で現建設予定地を確認したという内容でございます。事業実施計画承認申請については、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業の事務要綱を見ると、畜産クラスター協議会は、原則として市町村を経由して都道府県知事に提出するものとするところがあるが、場所の変更については事業実施地区の変更と記載している。ここでいう事業実施地区は、クラスター協議会が定めた阿蘇地域全域としているので、位置図の変更手続きは行わなかった次第であるという回答をいただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今の説明からすれば、これは住民説明会、そして現地の説明会、既存の牛舎での現場説明会ですね、それと全く内容は一緒の状態ですね。ですから、いつ知ったかという問題が出ますが、9月15日時点、JA阿蘇と振興局担当が来庁、そして交付決定後の10団体の進捗状況について説明を受けるとありますが、この段階では、今一の宮グラウンドの横に牛舎ができるというのはわかっていましたか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきたいと思います。

9月15日でございますけれども、この9月15日につきましては、今回のクラスター協議会の事業主でございます10の今回の事業主進捗状況のご説明があったということでござい



ます。従いまして、場所の詳細な変更でありますとか、そういったものはなかったということで聞いております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであれば、15日も知らなかった。9月22日、古神の区長と牛舎建設についての抗議があったと。その時点ではご存知だったんですね。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 9月15日の次でございますけれども、9月22日の日でございますが、地元の区長様、それから副区長様が市役所のほうに来庁をなさっております。この際に今回の大規模牛舎建設の予定地がグラウンド横であるということにつきまして、抗議が農政課のほうにあったということでございます。従いまして、この9月22日時点で、市、農政課でございますが、当初の2月28日にございました別な場所からこちらのほうに計画地が変更になったという確認が9月22日に始めて判明したところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 9月22日に始めてわかったと、そういうことであれば、私もそれ以上は質問はしませんけれども、それ以後、10月27日に住民説明会を行うということであれば、1箇月以上の期間があります。その期間の間に、なぜこの住民説明会をもっと早くできなかったという問題と、関係の市議員もこのことについては10月27日までは知らなかったわけですよ。それ自体、私はおかしいと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 全員協議会の資料に基づきましてご説明をいたしたいと思っておりますが、先ほどの9月22日の部分で、その後につきましてでございますが、10月10日の日でございます。こちらのほうが今回の古神1区を含めまして、周辺の行政区の区長さんのお集まりがあるということで確認をさせていただきまして、この会合のお時間をいただきまして協議会事務局、それから事業主関係者と市と出向きまして今回の計画を説明させていただいたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） それはわかりました。そしたら、なぜその間に担当の、関係地区の市議会議員に連絡はなかったということですよ。その辺をちょっとお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 10月10日の関係区長様を対象といたしました説明会を行わせていただいておりますけれども、この間に関しまして、市議会議員の皆様方に対しましては今回の計画の変更についてはご報告を行っておりません。今回の、10月10日の関係区長の説明会を行った中で、どうしても関係区長様だけではなかなかこう地域住民に対して説明が付かないというご意見をいただきました。そこで、10月27日に、改めて17行政区を対象といたしまして住民説明会を行わせていただいたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 10月27日の住民説明会まで、一応経過はわかりましたが、これは

牛舎問題というのは大きな問題だと思うんですよ。そこで住む場合ですね。牛肉の場合、主な臭いの原因というのはアンモニアです。このアンモニアが 1ppm、これが空気中に約 100 万分の 1 あれば、悪臭として感じると。そうであれば、この問題、大きな問題になると思います。近隣に住まれている住民の方、せつかくグラウンドの近くできれいな空気、そして臭いもしない、交通の便もある程度よい、そういうところで住まれたと思います。ところが、牛舎が建つことにより、大きな問題が出てくると。その中で、12 月の署名の引き渡し時期ですね、そのときにこの阿蘇市の環境基本条例、それに向けて協議会のメンバーを集め協議を進めていくという話がありました。私は、今回、この協議会の問題、中身の方向性ですね、阿蘇市が住民の立場に立つのか、それとも事業主体側に立つのか、その考え方で私はどういう話のなるか、大きく変わってくると思います。阿蘇市の環境基本条例、中身は非常に立派なことを書いてあります。あの中身を正直言って実行してもらいたい。その願いが 7,500 名の署名です。ぜひとも、ちょっと時間ありませんので終わらせていただきますが、ぜひとも市民の立場に立った環境基本条例、その立場で今回のクラスター事業の問題、決着を付けていただきたいと思います。どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） この件につきましては、署名をいただいてすぐ熊本県と J A の協議会の会長様に直接お会いして、文書で依頼をしております。原因究明と、それと県につきましては、県が承認機関であるなら積極的に地域住民の不安解消に努めていただきたい、それと、今回の事業の決定過程について明確にしていきたい、疑義の解明に積極的に関与していただきたいということを市長と一緒に私どもも行って昨日お願いしてきたところでございますので、署名をいただいて、すぐこのような動きをしております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） ということであれば、ぜひともよろしくお願ひしたいと思いますが、11 月 23 日、熊日新聞の中に、事業を認可した九州農政局の畜産課はこのように言っています。申請前に周辺住民の理解を得るのは当然だと。協議会で責任を持って対応してほしい、そのように九州農政局は言っております。ぜひとも、この住民の立場に立って対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問にまいります。これは質問時間がだんだんなくなりましたが、まず国保の問題は毎回議会の中で質問をしておりますので、今回も質問をしたいと思いますが、国保の算定が今回出されたと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 今回、制度発足以来の大きな制度改革となります国保制度改革ですが、来年度、平成 30 年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となります。市町村ごとの標準的な保険税率を県のほうで決定することとなります。市町村は、県から示された標準保険税率に基づき、それぞれ税率を決定し、それぞれ賦課徴収し、都道府県に納付金として納めることとなります。さて、その標準保険税の現段階における試算結果につきまし

ては、あくまでも仮算定と、仮計数によるものでございますので、一つの参考となるものと捉えております。従いまして、まだ確定したものではありませんので、まだ今後も制度移行による急激な上昇を避けるための激変緩和の内容とかがまだ未確定な項目も多いことから、結果の公表につきましては試算した熊本県の意向もありますので、控えさせていただいているような状況でございます。ちなみに、11月に仮試算はなされておりますが、こちらにつきましては、やはり被保険者数の減少が著しいということと、医療費が高くなっているという影響もございまして、県内ほとんどの自治体が現行と比べて上昇するという事は言えると思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 時間がありませんので、端的にお答え願いたいと思いますが、実際に平成30年度の保険料が確定していくのはいつなんでしょうか。その辺をちょっとお聞かせ願います。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 今後につきましては、12月中に熊本県のほうで県の運営協議会が開かれることになっております。その後、12月28日までに国から確定計数というものが公表されます。その確定計数をもちまして、県のほうで試算して、市町村には1月の中ごろまでには通知があるということになります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今、1月の中ごろに大体保険料の通知があるということでしたが、正直言って早めにこの保険料、来年度の保険料がどのようになるかという問題、市民にはお知らせを願いたいと思ひまして、もう時間がありませんので終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君の一般質問が終了しました。

なお、先ほど発言を止めました市長の答弁につきましては、一般質問全般に対して市長名は書き込むようにという話があったと思います。これは、議会運営委員会のほうで協議をして対応したいと思ひます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後3時15分 散会